

## 令和6年第1回笠松町議会定例会会議録（第2号）

令和6年3月4日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

### 応招議員

議 長	4番	尾 関 俊 治
副 議 長	9番	安 田 敏 雄
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	5番	川 島 功 士
〃	6番	田 島 清 美
〃	7番	伏 屋 隆 男
〃	8番	岡 田 文 雄
〃	10番	長 野 恒 美

### 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

### 出席議員

応招議員に同じ

### 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	足 立 篤 隆
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教 育 文 化 部 長	天 野 富 三
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 島 直 樹
総 務 課 長	伊 藤 博 臣
企 画 課 長	山 内 明
環 境 経 済 課 長	西 川 雪 秀
福 祉 子 ども 課 長	朝 日 純 子
健 康 介 護 課 長	田 島 明
建 設 課 長	後 藤 英 司

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正 道
書 記	笠 原 誠

1. 議事日程（第2号）

令和6年3月4日（月曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（尾関俊治君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

### 日程第1 一般質問

○議長（尾関俊治君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、リバーサイドかさまつ計画についてと円城寺厩舎跡地活用についての2点であります。

まず最初に、リバーサイドタウンかさまつ計画について質問させていただきます。

令和2年度に国土交通省の先導的官民連携事業に採択された補助業務として調査し、官民連携手法の導入可能性を検討し、国土交通省に回答した事業であります。

事業内容として、防災機能とにぎわい創出機能を有する中核施設、笠松町若葉町の奈良津駐車場、いわゆる三角駐車場とみなと公園を拠点としたアクティビティー事業を実施することと、当該事業を契機に笠松町内の町なかへの波及効果を期待するものであります。

しかしながら、この事業を展開するには様々、種々の課題があります。それはにぎわい交流施設、中核施設、では三角駐車場を埋め立てることとしておりますが、鉄道事業者の土地や民有地があり、買収するか借地とするか、埋立ての土量の確保やコスト、鉄道事業者の敷地への影響など、アクティビティー実施箇所では河川区域内での民間事業者による営業活動が可能になるのか、工作物設置許可基準となる事業計画の策定が必要となることなどであります。それを解決するため、アクティビティー実施箇所における民間事業者の営利活動については、河川敷地占用許可基準に基づき都市・地域再生等利用区域の指定を受けるべく、国土交通省に申請していると聞き及んでおります。

そこで町長にお尋ねします。

笠松町では、リバーサイドタウンかさまつ計画を推進するため、木曾川・笠松エリア利用調整協議会を設置されておりますが、ここでの検討内容はどこまで進んでいるのか示してください。

次に、都市・地域再生等利用区域の指定が許可された場合、以前のイベント時にテントでの営業活動やキッチンカーによる飲食販売を行っておりますが、常時営業活動が行われるとのこ

とで、どのような形態での営業活動となるのか具体的に示してください。

次に、中核施設としての三角駐車を埋め立てる件ですが、鉄道事業者の敷地への影響を懸念されておりますが、鉄道には鉄道総研が定めた鉄道事業法があり、鉄道沿線で工作物をつくる時は鉄道敷地より5メートル離れなければならないということではありますが、鉄道の形状によってはそれ以上となると言われております。そうしたことから、三角駐車の埋立てを実現するためにも鉄道事業者である名鉄と早急に協議して、感触が得られたら次の課題解決に進めることができると思いますが、町長の考え方を示してください。

次に、円城寺厩舎跡地活用についてを質問させていただきます。

令和8年3月までに円城寺厩舎を閉鎖して薬師寺に移転することを競馬組合が表明しております。しかし、薬師寺の地権者の同意がままならないことで移転計画は延期されるとのことです。とはいっても、それこそ1年も2年も延期することはできないと思われまます。そこで、移転計画が本格始動した令和5年度に笠松町と岐南町で厩舎跡地活用をするため、公益社団法人岐阜県都市整備協会に調査を委託し、特に円城寺厩舎は市街化調整区域であり、その後の活用には都市計画審議会の同意が必要となることから、その手法や手続等を調査していただきました。せんだっての全員協議会でその報告を受けたところでもあります。

そして、令和6年度予算の概要説明で、令和5年度の調査・研究を継続し、地域の実態調査や保全、阻害要素に関する調査及び課題整理など、基本構想の作成に向けた取組として661万円を計上しております。しかし、私は以前から円城寺厩舎跡地の利用については約3万坪の広大な土地に何をつくるか、笠松町の有識者や円城寺厩舎の地権者によるまちづくり協議会的な組織を早急に立ち上げ、青写真をつくるべきと提案しておりました。それは、円城寺厩舎はほぼ全てが借地で、地権者の同意を得ないと開発が難しいのではないかと懸念しているからであります。

そこで町長にお尋ねします。

私は、令和5年度の岐阜県都市整備協会への調査委託により、まちづくりのための開発環境が整い、それを基に先ほど申しましたまちづくり協議会的なものが立ち上げられると考えておりましたが、令和6年度の予算における地域の実態調査や保全、阻害要素に関する調査をすることとしておりますが、どういうことのために何を調査するのか。また、それは開発のために必要なことなのか、そういうことについてお示しいただきたいと思っております。

次に、地権者の同意を得るには、そこに何をつくり、どういうまちづくりをするかが大きな焦点になると思いますが、町長の考え方を示してください。

次に、薬師寺への移転計画が若干遅れると聞き及んでおりますが、当初計画では令和7年度中に移転完了でしたので、遅れても2年も3年もかからないと思われまます。そうなれば、円城寺厩舎跡地の開発を進めるにも早期に青写真を策定する必要があると思われまますが、町長の考え

方、そして町長が描くタイムスケジュールを示してください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（尾関俊治君） 7番 伏屋隆男議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 改めておはようございます。

まずは、伏屋議員さんからの質問、2点いただいておりますが、最初にリバーサイドかさまつ計画についてお答え申し上げます。

町では、平成21年度に策定したリバーサイドタウンかさまつ計画に基づいた各種ハード整備を平成30年度のサイクリングロード完成をもって一区切りとし、新たなにぎわいを創出するため、行政に加えて民間の力を活用する方針へ転換を図りました。令和2年度には国土交通省の先導的官民連携支援事業に採択され、みなと公園を中心とした事業展開について、町や河川管理者、民間事業者などと対話しながら民間導入に向けた最適な事業手法を検討してまいりました。その結果、官民連携の方向性として、ハード・ソフトの両面での施策が必要なかわまちづくり計画への登録ではなく、民間事業者が常時営利活動を伴う利用が可能となる都市・地域再生等利用区域の指定を受け、河川空間のオープン化を目指すことになりました。この指定を受けるためには、地域の合意形成が必須であり、そのため、令和3年度に水辺の利活用及び運営体制の在り方を検討する木曾川・笠松エリア利用調整協議会を発足し、営利活動が継続して確立できるかどうかの可能性を探る社会実験、かさまつm i n a T R Yの立案や、その結果報告並びに公園全体の運営手法などについて協議を重ねております。

本協議会には流域・河川管理専攻の大学准教授を会長に置き、他地域の先進事例を学んだり、木曾川上流河川事務所の専門官をオブザーバーに招いて、みなと公園での河川管理の法的制約などについてアドバイスをいただいております。また、協議会委員は地元町内会、商工関係、各種活動団体の方々により構成されており、協議結果は地域の合意形成が図られたと捉えることができます。

直近の第6回の協議会では、今年度実施しました社会実験の結果報告や、来年度以降のみなと公園の運営体制を中心に協議を行いました。そして、これまでのイベント集客力、優良事業の収益性、利用者及び事業者の満足度などの結果内容により、1年を通じてではないものの、みなと公園が地理的条件及び採算性に見合う営利事業が可能な場所であると判断し、3年間の実施してきた社会実験の局面を終了し、都市・地域再生等利用区域の指定を申請することが承認されたわけであります。

加えて、みなと公園の運営体制は、今年度より利用促進と管理業務を兼任できる事業所が担っており、来年度も同様の運営体制を継続する予定であります。令和9年度以降は、より民間事業者の活力が活用でき、住民サービスの向上を図ることが可能となる指定管理者制度の導

入も視野に入れ、引き続き協議会において運営体制の在り方の検討を重ねてまいりたいと考えております。

続きまして、指定後の形態についてであります。今年1月下旬に河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定などに関する要望書を国土交通省中部地方整備局へ提出し、現在申請内容の審査を終え、今月下旬には指定を受ける予定であります。指定後は河川敷内で常時民間事業者による収益事業が行えるようになり、例えば、オープンカフェやキャンプ場、コンサートの運営などの利用エリアを定め、そこでの営利活動が可能となります。

今年度、バーベキュー広場にてアウトドア事業者によるバーベキュー有料開放を社会実験として期間限定で実施いたしました。来年度も気候のよい季節の土・日、祝日に日程を絞って開催を予定しているところであります。これらの活動はさらなる町の活性化につながることを期待され、引き続きイベント開催をベースに集客力の向上に努め、近隣公園との差別化を図っていくものとします。

また、社会実験の経験を踏まえ、主催者や参加企業と協力しながら来園者の滞在時間を増やす対策も進めてまいります。ただし、河川敷という特性上、新たな設備設置は難しく、移動撤去の可能な仮設テントやコンテナ、トレーラーハウスなどによる魅力が向上する環境やコンテンツの導入、施設の充実を図っていくのと同時に、従来どおり台風や大雨による増水時にはそれらの撤去対応も併せて行ってまいります。

一方、3年間の社会実験を通して、公園管理とイベントの運営企画、事業者間の調整を一手に引き受けて公園に常駐する事業者や団体を募っておりましたが、残念ながら応募はありませんでした。しかしながら、今年度より公園管理を受託し、自主活動も実施できるアウトドア事業者が常駐し、先ほどバーベキュー有料開放の実績を残しております。

当官民連携事業では、積み木型スキームによるステップアップ型の事業手法を展開していくものとしており、まずは実施可能な事業を積み上げていき、そこから事業展開を図り、将来的に広く事業が発展していければと考えております。指定後も引き続き、イベントを通して協力いただける事業者や団体を探してまいりたいと考えております。

続きまして、三角駐車場の埋立てについてであります。この埋立ての課題につきましては議員御指摘のように様々な課題があり、まず名鉄との鉄道協議もその一つであります。

御提案のように、名鉄より埋立てに関する好感触が得られたとしても、施工場所が河川保全区域であるため、国土交通省との河川協議やコスト算出、その財源確保などの大きな課題が残っています。さらに、笠松競馬場を運営する岐阜県地方競馬組合では、円城寺厩舎移転事業に続いて施設再整備計画に本格的に着手する予定であり、その中で、現在競馬場の第1駐車場として利用されている三角駐車場の新たな活用についても検討される可能性があります。そのため、埋立てについては地方競馬組合との協議も必要になってくると考えられます。また、以前

埋立てにはリニア残土を活用してはとの意見も出ておりましたが、残土には自然由来の有害な重金属が基準値を超えて含まれているものもあるとの報道がされており、受入れには慎重に検討する必要があります。

先導的官民連携支援事業の調査では、三角駐車場を埋め立て、にぎわい交流機能を持った中核施設事業を実施した場合の民間導入の可能性を検討いたしました。複数の公園管理の運営に携わる民間企業への事業ヒアリング、サウンディング調査を行いました。施設整備などの資金は町による調達を希望との意見がほとんどであり、すぐにも中核施設を活用して営利活動を行いたいという企業は現れませんでした。

今回、みなと公園の占用範囲エリアを都市・地域再生等利用区域として指定されますが、事業計画の中では令和7年度以降に三角駐車場までの事業拡大や中核施設の段階的整備を検討していくとしています。まずは、この土地でどのような利益の出る営利活動が実現、展開できるかを検討し、類似先進事例の調査・研究や企業・専門家からのアドバイス、木曾川・笠松エリア利用調整協議会委員の意見を集約しながら三角駐車場の中核施設としての活用を探ってまいりたいと考えます。

次の御質問のテーマ、円城寺厩舎跡地活用についてであります。

円城寺厩舎跡地活用の検討に当たっては、今年度岐南町と共同で公益社団法人岐阜県都市整備協会に調査・研究業務を発注し、まずは机上で把握できる情報を基に、市街化調整区域を含む現状でどのような土地利用ができるのかといった課題の洗い出しなどを実施しました。

調査結果について、先日の全員協議会でも説明しましたが、周辺主要道路や用途地域などの現状、上位計画との整合性の確認を行い、土地利用のゾーニング案と併せて、まちづくりの手法、土地区画整理事業等などの案を示させていただいたところであります。令和6年度におきましては、現行の都市計画決定の状況を踏まえつつ、円城寺厩舎の移転後の土地利用の在り方をさらに具体化すべく、有効な跡地活用に適した開発エリアを想定した現地調査、地域の実態調査、保全すべき要素、障害要素及び不足要素などに関する土地利用の転換に向けた基礎的な調査とそれに伴う課題の整理を行う予定であります。これらを総合的、一体的に勘案し、岐南・笠松両町協働によるまちづくり構想案のブラッシュアップを行ってまいります。

議員のおっしゃられるまちづくり協議会のような組織の設置につきましては、令和4年第1回定例会でも答弁させていただいたとおり、まずは町単独で組織を設置するのではなく地方競馬組合や県、岐南町と共通認識を持って対応していく必要があると考えています。

また、令和4年度には笠松・岐南両町の職員によるプロジェクトチームを設置し、この厩舎跡地利用の課題・方向性を共有し、共同で調査・研究を進めているところであります。薬師寺厩舎移転に係る土地確保の交渉が最終局面を迎える中、地方競馬組合と地権者との調整が非常にデリケートに進められていると聞いております。跡地活用の話題が先行して、地権者の混乱

を招くことがないよう最大限に配慮し、まずは二町による綿密な協議体制の継続に努めてまいります。

その後の進め方、タイムスケジュールについてでございますが、円城寺厩舎跡地を活用したまちづくりでは、移転後の土地利用として主に2つのパターンが考えられます。1つは市街化調整区域のまま農地利用をするパターン、2つ目は市街化編入して、都市的土地利用をするパターンであります。都市的土地利用をする場合のほうがまちづくりの幅は大きく広がりますが、この広大な土地面積を市街化に編入するには多くの課題があることも判明しており、それらを解決する足がかりとなる調査業務を令和6年度に実施してまいります。

また、市街化に向けて土地を置き換える換地の手法が活用できる土地区画整理事業も検討する必要があります。賃貸希望や売却希望、自己利用など可能な限り地権者の意向を反映しながらまちづくりが進められるメリットがありますが、関係機関との綿密な調整が必要となり、ある程度の時間と費用を費やすこととなります。これらを踏まえて、今後最適解を見つけていかなければならないと考えています。

いずれにしても、この土地の大半が借地であることから地権者の意向を優先することが大前提であります。厩舎移転計画の全容が公になったタイミングでアンケート調査を実施して意向を集約し、地権者の同意が得られ、かつ地域活性化の起爆剤となるようなまちづくりを速やかに実現していきたいと考えております。そして、この達成には民間企業の知見が大きく左右するものと考え、将来的には民間企業も交えてこのまちづくりを進めてまいりたいと考えております。議員の皆様にも情報を共有し、一緒になって検討を進めてまいりたいと思いますので、御協力、御理解をお願い申し上げます。

以上で答弁を終わります。

[7番議員挙手]

○議長（尾関俊治君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） いろいろ答弁いただきまして、ありがとうございました。

今の答弁によって再度質問させていただきますけれども、まずリバーサイドタウンかさまつ計画であります。今、都市・地域再生等利用区域の指定を受ける、今月中に何か許可が下りるということを今答弁されたように伺ったんですけれども、それで、河川敷であるので固定物は設置できない、移動式だということですね。それはやむを得んかなあということを思いますが、そうなったときに、いろんなイベント今までやってきております。で、新たに民間業者、具体的にヒマラヤさんが今、そのバーベキューのところを管理されているみたいですが、それを指定管理制度も導入していくみたいな答弁をされたんですけれども、それはそれでいいんではないかなということを思いますが。

今までやってきた町主催のイベントもしかりなんですけれども、民間業者によるやっぱりイ

ベント、これが年間にわたって幅広くこれからは計画できるのではないかなということを思います、その辺はどういう考え方でおりますか。そこを聞かせてください。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 議員がおっしゃられたようにこれからいろいろな、これまでなかなかハードルがあって参入できなかった民間の事業者の方もそれぞれ得意な分野とか、あるいは企業さんによっては商品の営業とか、そういったことにもつなげられるような活動もしていただけるようになると思います。

私の中では、こういった民間の皆さんとウィン・ウィンの関係をつくりながら、みなと公園の活性化を通じて、ひいてはこの笠松町の地域経済の活性化にも結びつけたいと考えているところであります。

〔7番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 特に、後ほど言いますけれども、三角駐車場との一体性ですね。それで、いわゆる笠松の町の中がシャッター通りになっている。もう歯抜け状態にもなるし、それから過疎化も進んでおるといようなことから、やっぱりにぎわいを創設し、それから人が集まることによって人の流れ、こういったものが導線として結びつけることができるのではないかなということを私は考えておるんですけれども、そうなったときに例えば、休日はあそこに何か店が出ているよと。川を散歩しながら、あそこへ行けば何か店が出ておってそれも楽しそうやよといような、そういうイメージを持っていきたいなということを私は思っているんですけれども、町長はどう思いますか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 全くおっしゃられるとおりであります。

笠松に行けば何かいつも面白いことをやっているよと。私の中では365日カーニバルじゃありませんけど、何か人が集まって楽しいことをやっている。ただ、これから今、議員がいみじくもおっしゃられたようにどうやってこの町の中へそれをつなげていくか、それが今後大きな課題になってくると思います。ただ、それは役場だけの、我々だけの力ではなかなかうまくいきませんので、商工会とか先ほど申し上げた民間の事業者さんたちの知恵と力とネットワークをお借りしながら、何とか、せめて駅周辺とこのみなと公園、そして今の役場周辺を一体的に、人がたくさん集まっていたらいいなとは思っています。

〔7番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） そういうふうにももっていききたいなということを思っておりますし、先ほど少し申し上げたんですけど、三角駐車場ですね。ここで民間事業者とのヒアリングをやり

ながら、あそこでの事業展開、こういったものをヒアリングしたらあまり民間事業者が乗ってこなかったというような説明もあったんですけども、それは今あの状態で、あそこを埋めたときに何をやるんやということが具体的に出不ないと民間事業者も、じゃあこういうことをやりましょうかという提案はなかなかできないと思うんですね。

私も、実はある民間事業者のほうにその話を聞きに行ってきました。そうしましたら、あの役場の説明ではやっぱり到底、今はこういうことをやりたいということは提案できんよと。あそこを埋めた後に、例えば建物があるとか、こういった展開をしていきたいという、そういう青写真的なものがあれば出資してもいいような口ぶりで回答されておりました。ですから、私としては、あそこを埋めながら、埋めて、それで本当に人が集まりやすい、またイベントも開きやすい、ましてや、あそこは商業地域ですので河川区域ではない。ただ、河川何とかというんですか、川に近いということでの制限はあるみたいなんですけれども。

そういうことからいくと、割かし開発といいますかね、それは必要性もないですし、活用できるのではないかなということをおもいますが、それによって民間事業者も入り込みやすい、このみなと公園、そして競馬場といったこの一帯ですね。今町長が言われたように、笠松駅を起点にしながら、この一帯をそういったにぎわいの交流拠点にしていくという思いを伝えれば、民間事業者も結構乗ってくるのではないかなというふうに思いますので、そういった事業所さんといいますか、青写真的なものも早めにつくってお示しする必要があるのではと思います。

ただ、問題は名鉄なんです。

これを早期に、名鉄との協議を進めていく必要があるのではないかなというふうに思う。その後いろいろな展開が生じてきますので、その課題解決をしながら実現していきたいと私は思っているんですが、町長の考えではどうですか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 三角駐車場の有効活用については、私は、やっぱり条件を、環境をまず整えてからのほうが名鉄なり、あるいはそれから民間事業者への何でしょうか、提案にしても事が着実に進むのではないかと考えています。

まず、その前提は、今先ほど申し上げたみなと公園が活性化する。もう2つ目は、やはり円城寺厩舎の跡地利用がしっかりとしたそういったものができて、実際に動き出して、その中で笠松は非常にこれから伸びていくんだよ、発展できるんだよと、商売をやられる方にしてもビジネスチャンスが多いところだよという認識を持ってもらう、そうした中、名鉄も笠松に投資・協力すれば自分たちもやはり乗降客が増える等、あるいはいろんな事業が展開できるという、そういうメリットを感じていただければ協議にのっていただけたらと思いますが、今の段階だと何か、我々も具体的なことがやっぱり示せない状況ですし、多分名鉄を含め民間さんもこの状況じゃあ、ちょっとこっだけ投資してもリターンがないんじゃないかという多分不安を考

えられると思うんです。なので、今申し上げたように一つ一つですね。点ではなく線で結んで、そして面として、笠松全体の中の中核的なポジションとして三角駐車を考えていったほうが、確かに時間はかかりますが、遠回りのようではかえって近道ではないかというふうに今の段階では考えています。もちろん今後状況が変われば、その都度柔軟には対応していきたいと思っています。

〔7番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） そういうことで、私もここ1年や2年で結論づけて実行できると、そういうふうには思っていないんです。時間はかかるだろうという、課題解決をしなきゃいかんことがたくさんありますので、そういったことで町長共々一生懸命やっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

次に、円城寺厩舎の跡地活用の件なんですけれども、先ほどいろいろ答弁をされた中で、あそこの活用、県での調査の結果、今後どうしていくのかということもある程度方向性は出された。しかし、出されたんですけれども、農地活用だとか、それから市街化区域に編入するだとかということがあるんですけれども、やはりあの3万坪という、笠松にとっては非常に大きな土地なんです。3万坪あれば一つの町ができるというふうに私は思っているんです。あそこをうまく活用しないと笠松がどんどん寂れていくばかりではないかなという気がしているんですけれども、そのためにもあそこに、今借地になっている地権者の方々、この地権者の方々の大前提として同意を必要とするわけなんです。その同意に向けてやっぱりあそこでこういうことをしたいんやと、地権者の皆さんに御協力いただけんかと。競馬場の轍を踏むわけじゃないんですけれども、借地であるならば、また借地料の値上げだとか、それから笠松競馬場が非常に、組合が非常に困った、借地料の値上げでどんどんどんどん値段が上がって行って苦しい思いもした。そういった轍を踏まないように、もうあそこは最初から買い上げて開発をかけていくという、そういうスタイルで行ったほうが私はいいと思っておりますが、そのためにも、今年度新たにまた調査に入られるということなんです。

私は、まずもって必要なのは、地権者の方々に早く、ここを協力をいただけんかと、売買についての協力をいただけんかということをやっつけていかなきゃいかんというふうに思うんです。先ほど町長、答弁されたんですけれども、今年度、競馬組合だとか県だとか、笠松と岐南、そういった関係者によってその跡地利用の構想というんですかね、それを検討することを考えていきたいということをお答えされたんですが、その中に地権者の意見も反映させるということから、地権者の方々もそのメンバーの中に入れて、全員じゃなくていいと思うんですが、代表者の方でいいと思いますが、何度もくどくど言いますけれども、地権者の同意を得るためには、やっぱり地権者の意向を確認する必要があるというふうに思っているんですが、町長はどう

思ってみえますか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） もちろん議員のおっしゃられるとおり、この跡地利用の活用には地権者の同意が最重要課題になりますが、ただ、今はまだ薬師寺の移転先ですね、非常に今は最終段階でデリケートな部分がありまして、あまり今の状況で跡地利用の話を進めるとせっかくまとまりかけていた、そういった薬師寺のほうの地権者交渉に影響を与えるおそれがあります。なので今の段階では、まずは先ほども答弁させていただいたように何ができるか、課題整理かということをもとにしっかりとそこを固めた上で、いずれにしても、ある程度厩舎移転がめどがついた段階で地権者の皆さん、ただ、その地権者もいろいろ、30人ぐらいいると聞いています。組合も5つか6つあると聞いていますので、それをどうやってこれをアプローチしてやっていくかというのは、これは組合のほうとも相談しないと、地代の交渉にも影響を与えてくると思います。

そして一番重要なのは、これは岐南町と一緒に歩調を合わせなきゃいけないということでありまして。これが例えば笠松町の土地全て、あるいは笠松の町有地だったらもう全て事はスピーディーに進みますが、岐南町のほうが我々と違った考えを持っていたら、もうこの敷地でまとまってできないので、そこはやはりしっかりと調整しながら、組合も合わせて県も合わせて、この4者が歩調を合わせてやっていくことが今は重要ではないかと考えているところであります。

〔7番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） それは当然だろうと思いますよ。私もそう思います。

というのは笠松単独で、笠松のエリアだけ、円城寺のエリアだけを開発をかけるなんていうのは到底不可能ですし、笠松の円城寺エリアは全部が調整区域なんですね、岐南町は市街化区域なんですけど、それで一体となっていかなきゃならん。ましてや、先ほど私提案したんですけれども、全部買いたいと。競馬場のように二の轍を踏まないということからいうとね。笠松にそれだけの財力は今はないわけですので、やっぱり県の協力を求めないと到底不可能だと思いますので、その辺はやっていかないかんと思うんですよ。

ただ、これがもう薬師寺への移転が令和8年の3月だったのが若干遅れると。これは薬師寺の地権者の同意が得られないということもあってなんですけれども。今、競馬組合の中でいろいろ協議をされて、薬師寺だけでは収まり切らない可能性が出てきたと。第2駐車場のほうも一部厩舎として使いたいというような意向もあるようですけれども、それが多分この令和6年度中にはそれもはっきりしてくるんじゃないかなあということは、私想像しているんですけれども、その段階で変なことを考えると、その円城寺厩舎の跡地のところで、もう不動産屋が介



揺られるので、先ほどの答弁にありましたように、やっぱりしっかりと用意ドンで段階を踏んでやっていく、一番怖いのは今議員が言われたように、やはりどうしても地権者の方々もいろいろな考えがありますので、そこは組合と岐南町と歩調を合わせながら、できる限りそういった先走りされる方が出ないように調整というか、その都度注意を払っていきたいとは考えています。

〔7番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） いずれにしましても、先ほどのリバーサイドタウン計画だとか円城寺厩舎の跡地、笠松にとっては本当に、面積の小さい町なんですけれども、土地の有効活用から言えば、この今の2か所がやはりにぎわいを持たせるための土地活用になると思いますので、そういったことでほかのほうで動かせないようにちゃんと笠松でがっちり固めていきたいというふうに思いますので、そういったことも念頭に置いていただいて進めていただきたいということで要望して、質問を終わります。

○議長（尾関俊治君） 6番 田島清美議員。

○6番（田島清美君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンの接種について質問させていただきます。

HPVワクチンの定期接種は、日本では2010年11月、中学1年から高校1年の女子を対象に公費接種が始まりました。そして、2013年4月に小学6年生から高校1年の女子を対象に定期接種化されました。しかしながら、接種後に身体の痛みや歩行障がいなどの異常を訴えるケースが報道され、2013年6月、厚生労働省が積極的な接種勧奨の一時差し控えを決めました。HPVワクチン接種をめぐるのは複雑な経緯がありましたが、厚労省は2021年11月、8年ぶりにHPVワクチン接種の積極的な勧奨を再開し、現在に至っております。

HPVワクチンの接種率、接種体制については1年前にも尾関議員が一般質問され、その中で積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した平成9年生まれから平成18年生まれの未接種の方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、キャッチアップ接種の案内を送付したとの答弁がありました。

そこで1つ目の質問をさせていただきます。

キャッチアップ接種は令和4年4月から令和7年3月までの3年間で接種することになりますが、間もなく2年が経過しようとしています、これまでの接種率はどのようなかお尋ねします。また、キャッチアップ接種は、通常の対象年齢の高校1年を過ぎている方、過去にワクチンを受けたときから数年経過した方も対象となりますが、そういった方が接種に対して不安になることもあるのではないかと思います、それについてはどのような対応をしているのかお

尋ねします。

次に、男性へのHPVワクチン接種についてお尋ねします。

HPVが原因で喉のがんが急増しているとの新聞記事を見ました。HPVは子宮頸がん以外にも様々ながんを引き起こすウイルスで、HPVを原因とする中咽頭がんの国内罹患率が20年余りで約3倍増加しており、患者は男性が多く、40代などの比較的若い世代にも発生することが特徴だそうです。HPVワクチンというと子宮頸がんというイメージから女性が対象だと思う人がほとんどだと思いますが、HPV関連の中咽頭がんの予防にはHPVワクチン接種が有効であり、男性がHPVワクチン接種をすることは自身に発生し得るHPV関連がんを防ぐこと、そして男性から女性にHPVを感染させるリスクを減らすことにつながります。

実際に海外の先進国では、HPVワクチンは男女ともに定期接種になっており、イギリスやカナダなどは学校での集団接種が進み、男性の接種率は70%を超えているということです。

日本における男性のHPVワクチン接種は世界に見ても後れを取っているのが実情で、男女含めても日本は海外諸国と比べて接種率が低いと言えます。原因は幾つか考えられますが、男性の場合は任意で公費による補助等がないこと、全額自己負担である点が大きいと思います。最近になって、東京都なんかですが、公費助成を導入する自治体も出てきましたが、まだまだ少数であります。

ここで2つ目の質問をさせていただきます。

当町では、令和6年度から带状疱疹予防ワクチンの接種費用の助成が予算化されたところでありますので、男性へのHPVワクチン接種の助成については今後調査・研究を進めていただけることをお願いしますが、まずはHPVワクチンの接種を推し進めるためには、具体的にワクチンによってどのような効果が期待できるのか、なぜ、女性だけでなく男性も打つことが重要ではないかといった知識を身につける必要があると思います。

男女問わず町民幅広く周知啓発を進めていただけないでしょうか。また、男性のワクチン接種についても公費接種となるよう国・県に対して要望していただきたいと思います。町長の考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（尾関俊治君） 6番 田島清美議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 田島議員さんからの御質問、HPVワクチンのキャッチアップ接種について、まずはお答えします。

キャッチアップ接種とは御質問にありましたとおり、定期接種の対象となる12歳から16歳になる年度において積極的勧奨が差し控えられていた平成9年度生まれから平成18年度生まれの方に接種の機会を提供することを目的として、令和4年度から令和6年度の3年間において定

期接種の年齢を超えた方に接種の機会を提供するものであり、令和4年4月に対象の方へ個別案内をお送りしたところです。

HPVワクチンについては現在3種類のワクチンがありますが、いずれのワクチンにおいても原則3回の接種が必要となっており、接種率については、1回目接種を終えた人が18.4%、3回目の接種を完了した人の割合は15.0%となっております。

HPVワクチンの効果やリスクについては、令和4年4月にお送りした案内に国のパンフレットを同封し、個別に情報提供を行っており、その中で定期接種の年齢を過ぎてからの接種であってもある程度の有効性があること、また、定期接種の年齢を過ぎてからの接種について明らかな安全性の懸念は示されていないことをお示ししているところであります。

また、町にそのようなお問合せがあった場合については、先ほど御案内した内容について保健師が丁寧な説明を行うとともに、医療機関へ適切な情報提供を行い、住民の皆さんへの説明に御協力をいただいているところであります。

このような対応を行っているところですが、対象年齢が18歳から26歳と若いことから子宮頸がんを含むがん予防の重要性についての関心が低いことや積極的勧奨を中止したときのマイナスイメージが残っていること、また、大学進学や就職などの多忙な時期と重なり接種に結びついていないものと考えられます。キャッチアップ接種の期限は令和6年度末までであり、期限内に3回のワクチン接種を完了するためには約6か月の期間が必要となることから、改めてLINE及びホームページなどでワクチン接種の効果について丁寧な説明を行い、接種勧奨を行うとともに、ワクチンで防げないHPV感染もあることなどから、子宮頸がんの検診の受診についても併せて周知を行い、医師会と連携を図りながら女性特有のがんの発症予防・早期発見に努めていきたいと考えております。

続きまして、男性への接種についてであります。御質問のとおり、HPVウイルスが原因となる男性への疾病予防として4価HPVワクチンが承認され、9歳以上の男性への任意接種が認められておりますが、より高い感染予防効果のある9価HPVワクチンによる接種は承認されていない状況であります。

現在、国の厚生科学審議会においては4価HPVワクチン及び9価HPVワクチンに関する最新のエビデンスを確認しながら、男性に対する定期接種として位置づけることの是非について検討を行っているところであります。その状況を踏まえ、町においては定期接種化に向けての国の検討状況を注視しつつ、機会を捉え国や県に男性へのHPVワクチンの定期接種化を要望していきたいと考えています。また、HPVウイルスが男性にも関係のあるウイルスであることが知られていない状況や、女性のHPVワクチン接種の接種率及び子宮頸がん検診の受診率が低調であることも踏まえ、男女を問わずHPVウイルスの正確な情報の提供を行い、ウイルスと疾病の関係を自分事として捉えてもらうことができるよう周知を図っていきたいと考え

ております。以上です。

○議長（尾関俊治君） 一般質問の途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

6番 田島清美議員の質問を許します。

6番 田島清美議員。

○6番（田島清美君） 子供がワクチン接種のキャッチアップという質問と、男性のHPVワクチン接種についてという質問をさせてもらった根底には、少子化を防ぐということと、そして医療費の増大を防ぐということで今回こういうふうに質問させていただいたんですが、女性の子宮頸がんというワクチン接種というのは、やはり新聞とかテレビの映像で打って、すごく震えたりという衝撃の映像がありますよね。やっぱりそれがどうしても影響して、今大丈夫だよというふうに推奨したとしても、やはりもしもそういうことがあったらば、これは人によって違うので、どうしても差し控えてしまうと思うんですよね。

だからこそ、私は今度男性のほうに目を向けたんです。というのは、男性から女性にうつす唯一のウイルスなものですから、そのことを踏まえて、国や県に要望をしていっていただきたいということを質問させていただいているんですが、ちょっと古田町長、どのように考えてみえるか、ちょっとその見解だけ、日本の場合遅いんで、何にしるワクチンに関しては。これはWHOがもう海外とかでは当たり前のようにやってみえることが日本は遅いじゃないですか、いつも。だから、どうしたって当町は今回、また別の帯状疱疹のほうも5,000円出してもらえというふうになっているので、お金がもちろん笠松町はないから、それをすぐやってほしいというような質問ではないんですが、古田町長としては、女性がやっぱりなかなか子宮頸がんに対して、私も親なんで、もしあんなふうになったら、まだがんになって早期発見して手術したほうがいいんじゃないというふうに思う方がやっぱり50%あると思うんですよね。だからこそ男性に、男性がうつすということなんで、男性のがん、中咽頭がんとか肛門がんとか、そういうのを防ぐイコール女性にもうつさないというような意味を込めてこの質問をさせてもらったんですが、古田町長はどういうふうにお考えになられますか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） このHPVワクチン、いわゆる子宮頸がんワクチンに関しては、私、議員時代に積極的勧奨が問題になったときに質問した覚えがある。その質問してちょっとしてすぐに勧奨中止ということなので、よく覚えているんですが、要はワクチンに対して、あのときいろいろ副反応の状況が出たということで、皆さん非常にナーバスになったということがあり

ます。

それで、今回、改めてこういったキャッチアップをしたのは、日本の女性の死因の中で、世界と比べて子宮頸がんで亡くなる方が多いというようなデータがあるというふうに聞いています。なので、そういった意味においても、非常にそういったワクチン接種を含めた子宮頸がん予防というのは、これから大きな課題であります。

議員の御指摘のように、女性が打たないんだったら男性のほうからという話はよく分かるんですが、ただ、ワクチンに関しては、そういったことに対して不安を覚える方は男女問わずあると思います。だから、女性が嫌だから男性に打てというのは、ちょっとこれは今の御時世的にどうかと思うところもありますので、私個人としては、ワクチンがちょっと抵抗があるなという方は検診を受けていただく。検診で十分しっかりと対応できますし、町のほうでもそういうがん検診の勧めの中でも、子宮頸がん検診というのは含まれていますので、そういったことも含めて啓発をしてきて、その中で男性にも女性にうつすウイルス、がんということで認識を深めていきたい。

ただ、それも行政がそういうのではなかなか響かないので、医師会の先生方とそこら辺り連携してやっていくと効果的ではないかと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 6番 田島清美議員。

○6番（田島清美君） ありがとうございます。

予算的なこともありますし、まだまだ新聞記事なんかでも出されるぐらいということは、まだあまり浸透されていないという、要はそういった病気になった人は自分のこととして考えられると思うんですが、また周りにそういう方が見えると。それが特に関係ない方なんかは、あまり自分事として考えないというふうだと思うんですね。

先ほど答弁いただいたように、やはり東京都とかはもう今そういうふうによられてみえますので、岐阜県もそのうちそうなると思うんですが、ぜひLINE等で皆さんに周知徹底をしていただいて、また何か町民の人に送られるときも、こういうことだから、このワクチン接種は重要なんですよということを周知徹底していただきたいと思います。

というのは、やっぱり子宮頸がんというと、私も12年前ぐらいですね、上皮がんということになったことがあるんです。あれはたまたま選挙後でした。普通のポリープが、やっぱり選挙で疲れていたんですね。それががん化になってというふうで円錐切除という、それこそ7人に1人なるというふうで経験したことがあるので、かなり私も勉強したんですよ。そうしたら、16型と18型のウイルスが真つすぐ進行していつちゃう型というふうだったんですね。

妊娠をされている方は、特にそういうふうで問題はないんだと思うんですが、やっぱり20代から30代、そういう方がそういう手術をされると、どうしても流産したり、子供さんをつくる

ことができなくなるということで、このワクチンは早くやったほうがいいよ、性交渉する前の女性にこのワクチンを打ったほうがいいよという医師会のほうの勧めなんですけど、そういったことも含めて、ぜひ一般の町民の方にも、ちょっとこれ性交渉とかそういうことに入っちゃうんで、なかなか言いづらいとは思いますが、ぜひどんどんPRをしていただいて、医療費を削減するように、また町民の方が幸せに少子化対策というか、子供さんをどんどん産んでもらえるようにしていただきたいと思います。

これは要望で。ありがとうございます。

○議長（尾関俊治君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 議長さんより発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

笠松町の情報発信につきまして、最近問題事例が多いことから質問させていただきます。

笠松町の情報発信は、現在、広報紙、LINE、メール、ポスター、無線や職場での掲示などがあると思いますが、今回問題にしたいのは、町長さんの議会答弁とその対応についてであります。いつ職員に言われ、いつから試行され、その情報をどのように発信されたかについてであります。

令和5年第4回定例会12月議会におきまして、田島議員の質問で、環境に優しい暮らし方の取組の中で、役場での省エネ対策の推進についてであります。

町長答弁では、職員の執務中の服装については、職場の環境や気温に応じた服装を個々の職員の判断により選択することとし、かつ過度な空調に頼らない脱炭素・省エネを推進します。また、職員個人の働きやすいと感じる服装で勤務することにより、効果的な働き方につながると思うので、早い時期に試行したいというふうに答弁をされております。

また、職員の服装は、来庁された町民の皆様に違和感あるいは不快感を与えない節度ある服装であることや、TPOに応じて使い分けることを前提とし、働きやすいと感じる服装をすることを考えていると答弁がありました。

この決定情報をいつ頃職員に伝えられ、外部にはいつどのように発信されたか、まずお尋ねをいたします。

私がこの情報を耳にしたのは1月10日頃、岐阜市の方から、笠松町の服装がこんなようになったという情報を知っているかと言われ、知らないと答えますと、その情報をLINEで送信してくれました。それは、町長さんが1月4日に発信をされましたSNSだったので、びっくりしました。非常に不愉快であります。

町長さんは若いし、行動力や決断力もあります。私たちの選んだ町長さんでありますから、町外の人からあれこれ言われたくないのです。

私の経験した3度は、全て町長さんが発信されたSNSが原因でした。

2点目は、岐南町長さんのセクハラ騒動について、岐南町の町会議員の方と岐南町民からの苦情でした。

3点目は、猫に関わる情報だったと記憶をしておりますが、勤務時間内の発信について笠松町民の方から苦情がありました。

このような状況から、ぜひ町長さんの情報発信の考え方をお聞かせください。

また、私は携帯に詳しくありませんので、用語などで誤りがあるかもしれませんが、御了承願います。以上でございます。

○議長（尾関俊治君） 3番 高橋伸治議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 高橋議員さんの情報発信についてのお尋ねであります。まず働きやすい服装に関する職員及び外部への情報発信についてお答え申し上げます。

働きやすい服装の通年実施の試行については、昨年12月20日付総務部長名にて、趣旨・目的・服装の基準例など及び令和6年1月4日から試行する旨を職員に周知いたしました。

来庁者に対する対応といたしましては、働きやすい服装で職員が勤務する旨の掲示を1月9日から各施設で実施したところであります。

次に、町長としての情報発信の考え方について申し上げます。

議員御指摘のSNSはフェイスブックだと推察されますので、まずは私自身のSNS上の情報発信についての考えを先にお答え申し上げます。

私がフェイスブックを始めたのは2011年1月なので、15年以上になります。

過去の投稿内容は、日常生活や趣味、家族、ペットなどプライベートに関するもの、時事問題に対する私見、個人の見解を述べたもの、個人的なものが大半であり、全体としては当時の議員活動や町長公務に関するいわゆる公的なものの割合は多くありません。

また、私自身は投稿ごとに、公的なものは誰でも閲覧できる公開、プライベートに関する内容や個人の所見を述べたものは、投稿者が閲覧できる人を選べる友達限定に分けております。加えて、公的な投稿、特に行政情報に関しては、投稿の時点で広報、LINE、ポスターなどで広く告知されているもの、あるいは議会で承認あるいは説明された情報のみ取り上げるように心がけています。その上で、特定の個人を誹謗中傷したり、やゆするような投稿をしないように注意はしていますが、いかなる内容についても責任は私自身にあると認識しています。

一方で、私見については当然のことながら賛否両論あることは承知しており、外部からの批判にも真摯に受け止めたいと思っております。おのおのの意見や御批判については、フェイスブックにはそれぞれの投稿にコメントを書き込んだり、投稿者にメッセージを送れる機能があります。それらを使うと、意見交換や私から直接御返答ができますので、ぜひ御利用を願いたいと思っております。

さて、議員が御指摘した働きやすい服装に関する投稿の件ですが、改めて確認しましたところ、投稿日は議員の言われる1月4日ではなく、1月12日になっていました。

働きやすい服装については、田島議員の質問を受けて総務課がガイドラインをまとめ、今年の仕事始めの1月4日から実施し、1月9日より庁舎内や交流センターにおいて来庁者が目視できる場所に「働きやすい服装の通年実施について」の表題で案内文を表示しました。つまり、私が投稿した12日の時点では、案内文が掲示された後であり、私が先行して情報発信したという事実はありません。

なお、本投稿はプライベートの写真が含まれているため、閲覧範囲を友達限定にしていました。議員はあまりSNSなどに詳しくないということですが、投稿者が特定の人たちのみに閲覧を許可した投稿内容を議会という公の場で取り上げられるのは、ネットリテラシーにそぐわないばかりか、内容によってはプライバシーの侵害のおそれもあることを申し上げておきます。以上であります。

〔3番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 大変丁寧な御答弁をいただき、御指導もいただきましてありがとうございます。私も機会があれば、また始めてみたいなというふうには思います。

今回の質問は、私見や記事の内容について聞いているのではございません。

まず、ノーネクタイの件につきましては、私の20代の頃、土曜日午前中勤務がございまして、女性には夏の服装、それから冬の制服が決まっておりました。男性につきましては、年中ネクタイということでもございましたが、職場要求で女性の制服の撤廃につなげて、併せて男性の夏場3か月、ノーネクタイになったように記憶しております。それが今では5月から10月末までということで、1年の半分がノーネクタイという状況になっております。

この笠松町の決定に反対するものではなく、私はむしろ大賛成をしております。これは県内で通年実施をしているということは、私はあまり聞いたことない、ほとんど聞いたことないというのが正しいんですが、聞いたことがないんですが、町長さんの経歴から見ますと、報道機関にお勤めであったというようなことを考えますと、どうしてこの素晴らしい内容を記者発表されなかったのかなというのが非常に残念だと思います。その件について何かありますか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） なぜ記者発表しなかったか。確かに議員にこういうふうにお褒めいただいて大変うれしく思うんですが、たしか既によその自治体でもやっているというふうに聞いています。下呂市がたしか、それか羽島市はもうノーネクタイ通年というふうに聞いていますので、そこら辺のところは1番というふうに確実でしたら自信を持って言えるんですが、いわゆる二番煎じ、三番煎じの部分も正直あったものですから、ちょっと控えさせていただきます。

し、また庁舎内のいわゆる職員の働き方改革の一環で、広く町民の皆さんには直接的に関係あるような内容でないので、そこら辺りは来ていただいた方が確認できればいいかなというふうにとどめさせていただきましたが、ただ今後、そういった先進的な事業でありましたら、広く積極的に町のPRも兼ねて考えていきたいと思っています。

〔3番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） ありがとうございます。

最近暗いニュースが多い中で、笠松町として胸を張れるような、一番でないにしても張れるような内容ですので、ということで、記者発表されたほうがよかったのではないかなというふうにちょっと申し上げました。

2番目は、町長さんが我々の議員報酬を諮問されました委員長さんの答申の内容にも実はあったんですが、そのときの内容としまして、見える議会としてインターネット配信が議会のほうで始めたんですけれども、笠松町の特徴として高齢者が多いので、その効果というのは限定的であるというふうに答申がされております。つまり紙ベースのものが非常に重要であるよと、町民全体にとって重要であるよというふうに言っておられますので、やっぱり広報紙が出てから発信されてもいいのではないかなと。どうしてそんなに同時といいますか、今日発表を職員にしたからすぐそれをネットにという、そこら辺が私はよく分からないので、急いで発信をされるのかなというのを、ちょっと何かありましたら。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今回の例えばウオームビズに関しては、広報紙には載っていない話ですし、正直今、議員の皆さんもDX、デジタルということで一生懸命取り組んでおられます。議員のおっしゃるとおり、まだなかなか高齢者の方はデジタルには抵抗感があるというか、分からないわというような意識がありますが、今後またこの議員の中には、DX、デジタルに対してたけた議員さんもいらっしゃいますので、積極的にスマホ教室とかパソコン教室、そういったものを通して、少しでも笠松町の人たちが年齢問わずそういったものに触れていきたい。

それこそ今回の説明会の予算にも提案させていただきましたが、コンビニの住民票等の交付もありますので、できる限り丁寧に、多くの人たちにデジタル化社会に対応できる、そういったスキルを身につけていただける、そういった取組をさせていただきたいと思います。

その中で、私が先走ったわけではないですが、ツールで発表したということは、逆にほかにそういったものをお伝えするすべがなかったと。あまりそれを今広報で掲載されないということは、いろんな情報がお伝えすることがなかなか難しいということを理解していただきたいと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 実態としては、私もよく分かっておって質問しておるので、ちょっと恥ずかしいといいますが、実は聞いてほしいと言われるのが多いものですから。

といいますのは、広報紙はこの決断された後、発表されてから、実際に1か月か2か月後の広報にしか載らないんですけれども、それでもいいんじゃないかなというふうに思ったからちょっと質問させていました。

3点目ですね。今回の質問の2項目につきまして、町長さんが投稿された内容で、これは岐南の町会議員の方が言われたんですが、何で笠松町長にそこまで言われなきゃいけないんだという内容がありました。じかに本人から私は聞いているんですけれども、そういうようなことを言われるということは、向こうの方がそういうふうに感じておられるかなということというんですか。こちらの側に見えるときには多分よかったですけれども、その首長として座っておられるところになると、どうしても町長さんというのが頭に来るんですね、相手としては、個人じゃなくて、町長さんがこう言っておられるということについて、何か御答弁がありますでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 具体的にどんな投稿にどういうふうな思いをされたか、私は直接聞いていないので分からないんですが、私が記憶する限りはそれほど生々しい話はしていません。一般論としてお話ししました。

一般の町民の方が、岐南町の方がそうやって私に対して不快に思われて、ちょっと違うんじゃないかと思うのは、これは私も真摯に受け止めますが、議員さんでしたら、私何回も顔を合わせる機会がありますし、直接言っていただいて、その中で意見を交わして、一緒になって羽島郡として、それはやっぱり政治家というのは個人の考え方の違いが当然あると思いますので、そういうふうにしていただいたほうが、何かちょっと私自身も陰口を聞かれているみたいで少し寂しい思いがあるので、ぜひとも議員のほうから、今度そういうふうに私の発言に対してちょっと違うんじゃないか、これは間違っているんじゃないかと思われたら、私はいつでもお話しして一緒になって考えていきたいと思っておりますので、ぜひともお伝えしたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 本当のお気持ちを聞かせていただいてありがとうございます。

多分そういう携帯でつながっている方については、受けることにも興味はあるんだけど、発信することにも興味があるので、これでやられる方も結構いると思いますね。受けるだけじゃなくて。だから、そういうことは受けた方の判断ですので、そういう方が私が言われているということで申し上げました。

それから、答弁が実はございませんでしたが、時間内発信につきまして、職員の職場管理をしておられる副町長さんはどうですか。

○議長（尾関俊治君） 村井副町長。

○副町長（村井隆文君） 勤務時間についてのお尋ねでございますが、私ども特別職につきましては勤務時間に関する規定というのはいりません。しかしながら、常勤というような立場であるということで、御理解をいただけたらと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 本来町長に質問するべきかも知れませんが、ちょっとお許しをいただきたいというふうに思いますが、どうして聞いたかといいますと、一般の方といいますか、普通の役所は8時半から5時までが勤務時間だというふうに一般の方は理解しておる。その中で発信されておるということは、勤務時間に原稿を書いて投稿したというふうに一般の方は見ているので、そういうふうに見られていると、先ほど言った町長さんとしてという立場の方については、そういうふうにとられていることが多いということで、私としてはそういう不透明なといいますか、はっきりしないようなところはできるだけ避けられたほうがいいのではないかなというふうに思います。

それから、最後になりますが、私が先ほど申し上げた対応について、争うつもりはありませんけれども、取りあえず受信をした本人と私は、携帯を見ながらその日付とか内容を確認はしております。そこだけは私が情報をいただいた方の、間違いないと、事実であるということだけお伝えして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） 2番 關谷樹弘議員。

○2番（關谷樹弘君） おはようございます。

まず初めに、令和2年3月に初当選し、以来、この議会一般質問にて御対応いただき、また御町内の皆様からの御意見、御要望に対し、各課の皆様には迅速に御対応くださりまして誠にありがとうございました。

議員となり、町民の皆様のお役に立てたことにこの上ない喜びとやりがいを感じさせていただいた4年間でした。本当にありがとうございました。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、災害時、障がい者の避難先確保、自転車の交通ルール、野良猫問題、笠松川まつりの花火、以上の4つの事項についてお尋ねさせていただきます。

まず1つ目は、災害時、障がい者の避難先確保についてお尋ねします。

さきの能登半島地震におきまして、被害に遭われた方々にこの場をお借りしてお見舞い申し上げます。

地震で避難される中で、住民の皆さんが避難所へ避難される中、障がい者の方が人が集まる中に避難するのを拒むケースがあると報じられていました。

そこで町長に質問します。

笠松町では、災害発生時に町内各所に避難所が設定されているかと思いますが、障がい者の方への対応について、どのような策を講じられるのか教えてください。

続きまして2つ目は、自転車の交通ルールについてお尋ねします。

笠松町では、毎朝各所で見守り隊や保護者、交通安全協会の皆さんが交差点などで交通当番や交通指導をされ、子供たちが安心して安全に通行できること、この場をお借りし感謝申し上げます。

その中で、私が平日朝に立たせていただいております大池町の交差点では、毎朝40名ほどの徒歩通学、120台ほどの自転車通学の中学生、その他高校生や一般の方が自転車で通過されていきます。横断歩道では、歩行者は引かれた白線のエリアを通り、その横に自転車通行帯が設けられているケースがあり、岐阜市柳津町栄町の歩道橋の下の横断歩道にも設置されておりますが、岐阜羽島署の方によりますと、この自転車通行帯は今後二、三年のうちに廃止されるということです。

前述の大池町の交差点では、昨年秋に横断歩道が塗り直された際に自転車横断帯がなくなったため、道路交通法によると、自転車通行帯のない交差点での2段階右折では、自転車はあらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄って交差点の側線に沿って徐行しなければならないとあります。

その交差点では、それまで自転車で右折する際、速やかに渡ろうと斜め横断などもありましたが、通行されるドライバーの方から指摘があり、笠松中学校の校長先生、教頭先生と協議し、生徒の皆さんには2段階右折を徹底することとなりました。このことは、自転車通学の中学生の皆さんには徹底できたのかと思われませんが、徒歩通学の皆さんが自転車の交通ルールを学ぶ機会がなく、高校生になり自転車で通学することになった場合に、そのときには学ぶ機会はほとんどないに等しいのではないかと思います。

そこで教育長に質問します。

中学校では、自転車通学時の注意点については御指導されているかと思いますが、交差点での2段階右折や、交通当番の方が旗を出されても、自分の目で安全を確認してから横断歩道を渡るなど、徒歩、自転車に関わらず、交通ルール遵守に向けてどのような策を講じられているのかを教えてください。

続きまして3つ目は、野良猫問題についてお尋ねします。

3年ほど前に町内数か所にて野良猫問題で困っているとの御意見をいただき、この定例会にて質問させていただき、そのときに答弁で教えていただいたのは地域猫制度でした。

地域猫制度は、町内会の範囲内に野良猫問題が発生した場合、猫の住民台帳なるものを作成し、餌やり、トイレ管理を確立させると、県内の動物愛護センターで避妊去勢手術の助成が受けられるというものでした。しかし、町内ではその後も野良猫問題が発生し、とある保護猫団体の方がこの役場近くの町内会にて20から30匹の野良猫を保護し、駆虫、虫下しやワクチン、避妊・去勢手術のお世話をされたとのこと。それには費用が必要だったのですが、町内のとある方お一人が費用を工面されたとお聞きしております。

笠松町では、昨年、笠松競馬場厩舎の野良猫問題でクラウドファンディングを利用し、画期的な対応策を構築されました。これは町民の皆様が納めた税金を使うことなく寄附にて行われたのですが、野良猫問題は町民の皆さんの生活を脅かし、しかしそれは個人や個々の町内会だけで防ぐのは非常に難しいことであるのではないかと思います。

そこで町長にお尋ねします。

笠松町で複数の町内会のエリアにて野良猫問題が発生しており、これは町民の皆さんの生活を守るためでもありますので、さきの駆虫、ワクチン、避妊・去勢手術に係る費用にある程度の助成をされてはいかがかと思いますが、どのような施策を講じられるのかお示してください。

続きまして最後の4つ目は、笠松川まつりの花火についてお尋ねします。

笠松町では、毎年8月15日の笠松川まつりの中で花火の打ち上げが2019年までされてきました。町内の方によると、150年前から続いてきた伝統行事とのこと。

花火について調べてみますと、打ち上げ花火の始まりは江戸時代まで遡り、享保18年（1733年）に隅田川で行われた水神祭がその由来と伝えられています。当時、関西や江戸では飢饉、疫病の流行により多数の死者が出ていました。その死者たちの慰霊や悪疫退散のために水神祭が催され、打ち上げ花火が上げられたのが最初とされています。

笠松町では、2020年東京オリンピック開催で警備員不足のため中止、2021年も延期された同オリンピック開催で警備員不足のため中止、2022年は新型コロナ禍のため人が集まらないようにとサプライズの形で開催、2023年は船頭さんや船の不足、警備上の課題、費用の捻出が困難なことから中止となりました。

この花火の中止が続いていることに関し、町内には非常に残念に思われ、笠松町に住んでいて花火が見たい、今年、2024年にはぜひ花火を行ってほしいとの声を多数いただいております。

そこで町長にお尋ねします。

岐阜市でも花火の観覧を一部有料化することで費用を捻出し、そのことで盛大な花火大会が行われたとのことですが、その他全国ではドローンを利用した花火が開催されている自治体があったり、笠松町内にある建物、例えば中学校や小学校の建物を利用し、花火などの映像をプロジェクションマッピングにて楽しむというのはいかがでしょうか。今年の花火、そして今後はどうされるのでしょうか、教えてください。

以上の4つの事項につきまして、よろしく申し上げます。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（尾関俊治君） 2番 關谷樹弘議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 關谷議員さんからの御質問ですが、幾つかありますので、一つずつお答え申し上げます。

まず災害時の避難先の確保、特に障がい者の方の避難ができる場所についてであります、障がいを持たれる方に対する避難所での対応につきましては、発災時には災害の危険性がなくなるまでの必要な期間、または災害により家に戻れなくなった場合に一時的に滞在することを目的とした指定避難所を開設することがあります。指定避難所の中には、高齢などにより福祉的な配慮を必要とする場合には、福祉避難所、障がいなどの理由により集団での生活が困難な方には、各地域の小学校を障がい児・者の避難所として使用することを想定しております。

議員御質問の、人との交わりなどが難しい特性を持っておられる方に対しましては、体育館での避難者が集中する場所を避けるため、出入口付近の壁際のスペースの確保、あるいは必要に応じてのパーティション設置、等々の想定をしております。さらに、学校の教室を一時的に滞在するスペースとして利用することにより、周囲からのストレスを受けにくい環境を確保していきたいと考えております。

続きまして、野良猫の問題についてであります。

笠松競馬場厩舎及びその周辺にすみ着いた飼い主のいない猫の保護猫活動につきましては、厩舎移転の本格化に伴い、猫が近隣の住宅地へ移動し、ふん尿などによる環境被害を避けるため、笠松競馬場、保護猫団体と一緒に避妊去勢手術や保護猫シェルターの運営などに取り組んでいるところであります。

この活動範囲が笠松競馬場厩舎と限定的であること、また岐阜県地方競馬組合と共同で実施していることなどから、税金の投入ではなく、この活動経費に充てるため、ふるさと納税型クラウドファンディングを令和5年7月7日から10月6日まで行い、当初予定を大きく上回る724万円の御寄附をいただきました。このクラウドファンディングでいただいた寄附金は、寄附者の意向である笠松競馬場厩舎での保護猫活動に使わせていただくため、保護猫団体と使途を相談し決めていくとともに、令和6年度以降も引き続き活動経費に充てることのできるよう、今議会において笠松町飼い主のいない猫対策基金を提案させていただいております。

また、町内会などから寄せられる飼い主のいない猫への相談につきましては、地域猫制度を御説明するとともに、安易な餌やり行為につきましては、広報紙やリーフレットの配布による注意喚起の啓発を行うとともに、現場確認による指導を行うなど随時対応しているところであ

ります。

現在行っている笠松競馬場厩舎での保護猫活動は社会実験も兼ねておりますので、活動が終了しましたら結果を検証し、町全体に活動を広げられないか、またどのような助成ができるのかを検討してまいりたいと考えております。

続きまして、川まつりの花火についてであります。

笠松川まつりの主催者である笠松まちづくりイベント実行委員会では、コロナにより花火打ち上げの取り巻く環境が大きくさま変わりした中、関係機関と協議を重ねた結果、令和5年の開催を見送っており、現在も生じている様々な課題解決なしでは、安全かつ町民の皆様が満足する花火打ち上げが実現できないと考える立場に変わりなく、引き続き新たなスタイルでの実施を含めて検討を継続していくと聞いております。

議員御提案のドローンショーやプロジェクションマッピングによる花火演出などは、カーボンニュートラルとしての環境配慮や火薬不使用での安全面から、従来の花火大会に代わる新しい手法として全国各地で実施され、そのエンターテインメント性から多くの注目を集めており、当町においても選択肢の一つになり得ると思います。ただ、従来の花火大会の復活を望まれる方の期待に応えるだけのクオリティと規模、高い満足度を得ようとした場合、十分な準備期間や実施空間の確保、魅力的な演出内容の企画が必要になる上、それを実現でき得るドローンの機数や投影設備に従来の花火大会以上の費用を要することとなるため、実施に向けた検討をするにしても、住民の理解を得て、その経費をどう確保していくかといった点も踏まえる必要があります。

イベント実行委員会では、令和6年度に都市地域再生等利用区域に指定されることが見込まれる笠松みなと公園や大型幼児用遊具施設を有する笠松町運動公園などにおいて、住民、民間企業や団体と協力し、その特性を生かした新たなイベント事業を展開して、にぎわい創出を図っていくことにしております。具体的には、イルミネーションやスポーツイベントなどが上がっていますが、詳細な事業内容はイベント実行委員会や、その下部組織である運営委員会にて検討されることになっております。

私としましても、新たなイベントが川まつりに取って代わり、地域の皆さんに定着するものになることを期待しています。

各種団体や企業などと連携・協働し、従来とは違う型にはまらない柔軟な発想にて開催することにより、町全体の活性化につながっていくことを望みます。

以上で私からの答弁は終わります。

○議長（尾関俊治君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 關谷議員の御質問、自転車の交通ルールの周知、指導の状況についてお答えをいたします。

議員御指摘のように、毎朝町内各所で子供の安心・安全のために御尽力をいただいております見守り隊や保護者、交通安全協会の皆様等に対して、羽島郡教育委員会及び学校を代表して感謝申し上げます。ありがとうございます。

初めに、笠松中学校で行っております交通安全に関わる指導についてお答えをいたします。

主に生徒指導主事が中心となり指導を行っておりますが、特に自転車は運転の仕方次第で被害にも加害者にもなることや、事故の発生、あるいは地域からの心配の声により指導が必要な場合には、全校集会、あるいは朝や帰りの会、お昼の放送等で映像や動画を用いながら継続した指導を行っております。もちろん2段階右折や自転車の車両としての扱い等もその中に含まれており、必要に応じて警察からの指導・助言もいただくようにしております。

2年前のことでございますけれども、事故が多く発生をいたしました。そのためにということも含めて、スタントマンにお願いをして、事故の実際の現場を再現していただいて、そしてその事故の恐ろしさについて改めて認識をするというような場も設けさせていただきました。

教職員は登下校の実態を把握するために、広域にわたる下校指導を定期的ですけれども行っており、交通マナーを目視し、ルールへの遵守に向けた指導を行っております。さらに、PTAとの連携では、親子で動画を視聴してから自転車点検を実施することや、年に2回、自転車安全運転チェックシート、そうしたものをを用いながら運転の仕方について指導を行っております。PTAが今年度から行っている交通安全指導では、実施報告書を提出いただき、そこで指摘のあった生徒の姿については適宜指導するように努めております。

また、今年度開催されました羽島郡小中高生徒指導研究協議会では、郡内の高等学校2校からも実践報告がございました。

岐阜工業高等学校では、生命尊重の立場から、自転車の運転マナーを含めた交通法規の遵守を指導しているとのこと。また、岐阜女子高等学校では2人乗り・併走の禁止、ヘルメットの着用など、交通規則・マナーの指導を毎月行っているとの報告がされました。

子供たちの命は、いずれも代え難い唯一無二のものでございます。けがをすることも同様でございます。しかし、交通事故はいつ起こるか分かりません。できる限り事故をなくすことを願っておりますが、教育委員会の報告にあった笠松町の小・中学生の交通事故は、令和4年度が8件、令和5年度が9件ございました。事故の内容を分析いたしますと、小学校の事故が2件、中学校の事故が15件、自転車運転時の事故が16件、徒歩の事故が1件、登校時の事故が11件、下校時の事故が4件、その他が2件ございました。

学校では、事故の連絡があった際には、できる限り現場に出向き、子供に寄り添うように努めております。そして、事故については教育委員会に事案の報告をし、校長会や生徒指導主事会などでヒヤリハット事例として何が原因であったのかを共有し、指導の工夫・改善を行っております。

そして、現在はドライバーとのアイコンタクトを重点に置き指導を行っております。このことは、議員御指摘の安全確認の実効性の担保をする指導であると考えております。地域の方からも、会釈をして横断歩道を渡る生徒さんが増えました、温かい気持ちになりますとの声もいただいております。この言葉が児童・生徒たちにも浸透しつつあると感じています。

ルールを守り、自分の命を大切にすることは、もう一つ他の人への思いやりにもつながるといふこと、そして生き方指導と関わらせながら、生涯にわたって意識できる力になるよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（尾関俊治君） 一般質問の途中ですが、1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時30分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

2番 關谷樹弘議員の質問を許します。

○2番（關谷樹弘君） 先ほどの4つの事項につきまして質問しましたところ、町長と教育長から丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございました。

それでは、まず一つずつ順番に再質問させていただきます。

まず初めが、災害時の障がい者の避難先確保についての質問なんですけど、先ほどの町長の答弁にもありましたが、小学校が障がい者の方に確保とありましたけど、そのことに関しては広報とか町の公式LINEとかで震災が起こる前に、そういう方はここに避難のスペースを設けますというのは周知はされるでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） 障がい者の避難方法の事前周知につきまして、お答えをさせていただきます。

町の防災計画では、要配慮者を滞在させる場合、避難所において必要な居室を可能な限り確保することとしており、そのため福祉避難所、障がい者・児の避難所、また平成18年9月に羽島郡福寿会リバーサイド笠松園と避難者の受入れに関する覚書を締結し、避難所で配慮が必要な方に対する避難所の確保に努めているところであります。

その周知といたしましては、避難所を開設した際には、音声情報による防災行政無線、文字情報によるあんしんかさまつメール、SNS等により伝達することになります。

一旦大規模な災害が起これば、マンパワーの不足、インフラ施設等の損傷等により機能不全に陥ることは、過去の災害から見ても分かる通り、平時からの備え、例えば建物の耐震補強、家具の転倒防止、水・食料などの備蓄などを行うことにより自宅での生活が可能となるような対策、また被災した場合の避難先を決めておくことなどのいわゆる自助が極めて重要でありま

す。

〔2番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 2番 關谷樹弘議員。

○2番（關谷樹弘君） ありがとうございます。

災害時は3日分の水・食料は各家庭で確保するというのもう言われていますので、そこが自助と思うんですけど、またそういう障がい者の方に関しても、どういったふうこれからやっていくかというのは、また御家族で相談するなりやっていたらいいかなと思います。

その件に関しては、それで大丈夫です。

また、続きまして自転車についてなんですけど、自転車の交通ルールにつきまして、交差点に毎日立っているんですけども、実は中学生の生徒さんたちは交通ルールというのは非常にマナーがよろしくて、本当に2段階右折というのは結構されているんですけども、あそこの大池町に関していいますと、自転車の進行方向の後ろから車が追ってくるという形で、その後ろを見て止まる、車が来るのかなとか右折できるのかというのは子供たちが判断するのはなかなか場所的に、例えば門間の子ですと4キロ先から自転車であって、4キロ走ってきてかなり疲れているところで細心の注意を払って2段階右折しなければいけないので、立ちながら本当に早目に旗を出して、子供たちが安全にできるようにしてはいるんですけど、その2段階右折に関してなんですけど、結構これは高校生とか一般の方の2段階右折がなかなかなくて、先ほどの斜め横断とかというのは高校生、一般の方に見受けられるケースがあるんですけど、その点、例えばそういう自転車のルールが大人でもなかなか分かりにくいところがあるんですけど、それを例えば町民の皆様にもちょっと周知を、町長いかがでしょうか、町民の皆さんにも交通ルールを気をつけましょうという周知をしていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 交通安全に関しましては、この2段階右折に限らず、警察や交通安全協会、あるいは地域の皆さんと啓発活動というのは引き続き取り組まなきゃいけないと思いますし、とりわけ自転車に関しましては、自転車のヘルメットの努力義務化とか、保険加入が義務化になったということも踏まえまして、引き続き特に力を入れて啓発、PRに努めていきたいとは思っています。

〔2番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 2番 關谷樹弘議員。

○2番（關谷樹弘君） 分かりました。よろしくお願いします。

特にルールに関しても、2段階右折に限らず、例えばイヤホンをして走っている人がいたり、例えば警察の方によると、イヤホンは注意でとどまるらしいんですけども、イヤホンをした

まま信号無視をすると青切符が切られるとか、またその青切符という基準もちょっと曖昧ということで、今後即赤切符になるという話もちらっと警察の方もおっしゃっていましたので、そういうイヤホンをしてはいけないとか、信号無視はもちろん駄目なんですけど、そういったところの組み合わせでどうなるかというのも、またちょっと今後周知していただければと思います。

あと、最後に野良猫についてなんですけど、今回の厩舎での飼い主のない猫の保護、駆虫、ワクチン、避妊手術に関しては、笠松町のほうがお寄せいただいたクラウドファンディングを活用されたんですけど、円城寺厩舎でも9万平方メートル、3万坪があるうちで、面積的には笠松町が7割、岐南町が3割というお話をいただいたんですけど、今回、例えば笠松町のほうでクラウドファンディングを募り、そういう手術とかの対応はされたんですけど、岐南町のほうへは何か働きかけといたしますか、そういったものはあったんでしょうか。笠松町単独でされている感じですので、岐南町さんのほうとは何か意見交換とかされたんでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 特段意見交換はしていませんが、そういう事業はやるということは町長会を通じて、昨年度の予算のところでやりましたが、それをやるかやらないかは町の判断でありますし、もともと今厩舎の割合を言いますが、猫は住民票がございませんので、今回は笠松町のほうに保護猫団体さんからそういう要請があったということと、厩舎自体の割合的にもうちが占める面積が多いですし、また議員、厩舎というふうにもおっしゃいましたが、別に円城寺厩舎だけじゃなくて、あそこの競馬場周辺の堤防道路、笠松町地内の猫もその中に含まれていますので、まずはうちのほうがやるという、率先してクラウドファンディングを活用したという経緯であります。

その後、岐南町さんがどうされるかというのはそちらのほうの判断なので、私のほうから発言というか答弁するのは差し控えたいと思います。

○2番（關谷樹弘君） どうもありがとうございました。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（尾関俊治君） 1番 間宮寿和議員。

○1番（間宮寿和君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

今回の質問は、中学校の運動会の応援合戦について御質問させていただきます。

小学校、中学校を問わず学校で行われる一大行事、運動会、その運動会の花形種目と言っても過言ではないものに応援合戦があります。皆さんも一度は見られたことはあるかと思いますが、現在、笠松中学校の運動会では、その応援合戦が行われていないと聞きました。

実は私も小学校時代、中学校時代ともに運動会で応援団長として頑張ってきた思い出があり

ます。その思い出は今も忘れることなく、いい思い出としてよみがえってきます。そして、その経験は私自身そのものを大きく成長させてくれたと自負しております。

単なる運動会的一种目、応援合戦と言われる人もいるかもしれませんが、私は子供にとって大きく3つの成長があると思うのです。

その1つ目として、チームワーク、団結力。これは言わずと知れた項目かもしれませんが、団長の一声で右を向き、声を出して手をたたき、全員がコミュニケーションを取りながら目標達成に向けてみんなで練習を重ね、協力して進めていく、まさにチームワーク、団結力向上において最適なものであると思います。

2つ目として、表現力、創造力の向上。昔から応援合戦といえば三三七拍子というのが有名ですね。手拍子でリズムを刻んで表現していく。その表現も今ではすごく多彩で、1拍子から始まり手拍子で音楽を奏でるぐらいの表現をすることもあります。もちろん衣装なども表現の一つです。太鼓や旗を振るのも表現力。それを皆で考え、創造しつくり上げていく、表現力、創造力の向上につながると私は思います。

そして3つ目、人を思いやる、励ます気持ち。走っている人、球を投げている人、綱を引っ張っている人、チームの勝利のために一生懸命頑張っている人を大声で応援する。そして、負けたとしてもその人を励まし助け合う、それが応援の真髄であると思います。人を応援することとは、時に涙を流し、手を取り合い、仲間づくりをすることにもつながると私は思います。

最後に、これは応援団長を経験した者が一番に思うことかもしれませんが、先ほども触れましたが、私は40年以上前のことではありますが、今でも忘れておりませんし、勝ち負けよりも、その残る達成感、これは本当にやってよかったと今でも心から言えます。

実は私には小学6年生になる息子がおり、まさに小学校の運動会で応援団をやっております。その息子が中学校になっても絶対応援団やりたいと言ってきたんです。で、実は中学校の運動会には応援団はないんだよと伝えますと、非常に悔しがって残念がっていました。

以前、応援合戦が廃止になった経緯をお尋ねしたときには、練習時の声や音がうるさくて近所からクレームがあったことが原因であるとお聞きしました。もしそうであれば、体育館での練習をすとか、それ以外にも対策はあったと思うんです。

また、学校活動の中で音が出る活動というのは付き物であると考えますし、そのたびに近所からのクレームなどで対処を全て廃止にしてしまうということは、教育の向上にはつながらないと思うのです。

そこで教育長にお尋ねいたします。

応援合戦が廃止になった理由と、その対策はどのようなものであったのか、お答えできる範囲で結構ですのでお願いいたします。

また、私は先ほども申し上げましたとおり、応援合戦は子供の成長に非常に必要だと思うのですが、廃止したことで、それに代わる何か代替案などを遂行されているのか。そして今後、運動会においてこの応援合戦を復活していただける方向性はあるのかどうかもお聞かせください。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（尾関俊治君） 1番 間宮寿和議員の質問に対する答弁を求めます。

野原教育長。

○教育長（野原弘康君） ただいま間宮議員のほうから、非常に熱い思いの籠もった御質問をいただきました。それをきちっと私の心の中にも受け止めながらお答えをしたいというふうに思っております。

議員御指摘のとおり、私どもの年代が抱く体育大会というものは、応援合戦に騎馬戦、棒倒し、組立て体操など、団結、協力、心を一つにとというのが主流でございました。

私は昭和59年に教員になりました。私が教員になってからも、学級の凝縮度を高めるために全員で全力の応援、一糸乱れぬ演技や集団行動、力と力のぶつかり合い、こうした気力が学校を覆って、その空気がつくられていました。今でも覚えています。

体育大会の取組が始まると、休み時間等ほとんど練習に充てて、そして声をからさない日がないほど力を尽くしてまいりました。それによって得られた感動や充実感は何事にも代え難いものであったことを覚えていますし、今でもそう思います。体育大会当日の応援を参観された保護者や地域の方も、その一体感や迫力、凝縮度、そうしたものに多くの方が感動されたのではないかと、そんなことも思っています。

時は流れ、個性と多様性が尊重される社会へと変化をしてまいりました。また、この中の経験を生かした教育が進められるように、学校も変化を求められるようになってまいりました。これは応援合戦に限ったことではなく、他の教育活動にも言えることで、改革・変化に対する不安や心配、あるいは昔の教育の価値を懐かしむ声は当然聞かれるものであるというふうに思っています。これは確かなことでございます。

笠松中学校の体育大会は、令和元年度に生徒指導の目的にもある、児童・生徒一人一人の個性の尊重と、よさや可能性の伸長の具現に向けて、体育大会の狙いを生徒たち一人一人が輝き活躍する体育大会とし、体育大会の種目及びプログラムの変更、生徒たちが主役になる役割分担を狙って実施をされてきました。

当時の職員に確認をしたところ、これまでの決定に至るまでには学校運営協議会及びPTA運営委員会において、どの生徒も活躍する機会があること、学級集団や学年集団の成長が見込まれるものとする、勝利を目標とすることで活動意欲を高め、集団の成長、伸びがくみ取れる種目とすること。当日の種目以外でも取組の段階から一人一人が充実した活動ができること、取組は内容練習内容や時間、そして熱中症等に十分配慮することなどが議論をされました。

その中で、応援合戦については、議員御指摘のとおり、教育効果があることは十分に理解しております。しかし、日程的な視点も踏まえ、プログラムの精選を行う必要があること、応援団員の下で一斉の活動を全員に強いることが難しくなっている時代であること、何らかの理由で応援合戦のときには席を外す生徒がいること。少し話題がそれますが、詳しくは申し上げられませんが、私の教諭時代のことですが、小さい頃に手をけがした子供がいました。その子がそのけががあったゆえに、実は手拍子でも指先をぴしっと伸ばして見えるように、これが集団の美しさというか、そういう応援合戦をしていたんですけれども、この指先を伸ばすことが非常に彼にとっては勇気の要ることで、苦痛になって、そして本来ならば日頃から明るく活発な人柄のその子が、その体育大会の応援の時期には非常にそれが重荷になって、本人にとっては苦しい生活といたしますかね、そうした生活をしていたことも否認しません。私はその生徒から教師として本当に大事なことを学んだな、そんなことも覚えています。

これらのことから、応援団員を募って一斉の応援合戦を行うことはせず、現在は各種目の仲間の頑張りや活躍を期待して声援や拍手を送る応援を行っております。

議員御質問の中で、町民からの苦情が応援合戦廃止の理由に上げられておりましたけれども、今述べました教育活動の在り方から検討した結果であることを御理解ください。

また、地域の方から応援や放送の音、あるいはほかにも部活動時の声、体育の授業の声に関する苦情等、学校や役場、教育委員会まで届いていることも事実です。それに対して学校は丁寧な説明を行っており、活動場所の変更や音量を下げることなどの配慮をして理解をいただくよう努めております。

令和5年度の体育大会は3つの団で競技を行いました。笠松中学校です。学級集団を母体とした大縄跳びや学級対抗リレーなどで大変な盛り上がりを見せました。勝つことや記録を伸ばすことを目標とすることはもちろん大切ですが、どの学級もその取組によって集団としての成長が実感できる、つまり目的の達成に向けた歩みができる行事になったというふうに思っております。

競技中は各団をまとめる団リーダーの働きもあり、団席から仲間を励ます声援や、力を出し尽くした仲間をねぎらう拍手が起きておりました。自然な応援に見る仲間とのつながり、これも生徒の成長、心の育ちによるものと感じています。

また、近隣の学校の動向として、参考までに申し上げますが、A中学校はスポーツステーションで学級集団の成長を活動の目的としてモデルチェンジをした学校があります。B中学校は体育大会を球技大会に変更して実施していると伺っております。C中学校、D小・中学校では、学年ごとの学級集団、縦割り集団の凝縮度が高められるような学年での体育祭を児童・生徒の企画進行で実施しております。F市全中学校では、体育大会を実施しておりますけれども、学級対抗と生徒会種目に絞り、応援合戦は実施しておりません。G市では、多くの中学校で体育

大会を実施しておりますが、応援合戦を行っている学校は半数程度であり、また応援合戦を行っている学校も声を出さないマスゲームで、手ぶりの応援合戦などへと形を変えています。例えば、H中学校では応援合戦ではなく、開会式での声出しとして応援歌の合唱を行うようにしているという学校もございます。

学校では、生徒につけたい力を明確にして、そのために年間を見通した中で、行事の狙いや実施時期、実施方法、内容等から見直しを図り、次年度の方向を決定しております。生徒が応援合戦を望むならば、ぜひその声を上げて、生徒会として全校で話し合い、検討できるとすばらしいと思っています。実現が可能かどうかは分かりませんが、様々な視点から考えて、自分たちの学校は自分たちでつくる、そうした風土もまた大切であると考えます。

教育委員会では、学校の動きを把握しながら、地域や家庭の声に耳を傾けつつ、教育的効果が現れるよう指導助言をしております。そして、一人一人の生徒が活躍できる体育大会になるよう支えてまいりたいと考えております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 1番 間宮寿和議員。

○1番（間宮寿和君） 非常に分かりやすい、きちっとした御答弁をいただきましてありがとうございました。

御答弁をお伺いし、一苦情から中止になってしまったなんて思っていた自分がちょっと情けなく感じたとともに、本当に子供たちがいろいろ考えて、また別の形で表現しているということを改めて今知ったときに、自分の質問がちょっと情けなかったなと思ってしまうぐらい勉強させていただきました。

確かに運動会だけではなく、教育部門だけではなく、本当に世の中がいろんな形で今変わっています。その中で私たち大人も含め、いろんな形で考え方も変えていかなくてははいけません。教育も含め、いろんな形で子供に接する接し方、また言葉の使い方等も本当に今時代が変わらなくちゃいけないときになってきているんだなということも含めまして、今御答弁をいただいたことで、すごく私自身が勉強させていただきました。質問ではなくお礼という言葉で終わりたいと思います。本当にありがとうございました。以上でございます。

○議長（尾関俊治君） 暫時休憩で。

休憩 午後1時55分

再開 午後1時57分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

ます。

まず最初は、笠松町の未来についてということで質問させていただきます。

国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月22日に日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）を公表いたしました。結果として、都道府県別の将来推計人口の結果、1番、11県で2020年と比較して2050年の総人口が30%以上減少する、2番、25道県では、2050年に65歳以上の人口割合が40%を超える、市町村別の将来推計人口の結果として、1番、2050年の総人口が2020年の半数未満となる市町村が約20%に達する、2番、2050年には65歳以上の人口が総人口の半数以上を占める市町村が30%を超える一方で、2050年の65歳以上の人口が2020年を下回る市町村が約70%に達するという事です。そして、3番として、2050年のゼロから14歳人口は、99%の市町村で2020年を下回るという結論が出されておりました。

衝撃的な数字が並んでおりますけれども、5年ごとに行われるこの推計において、少なくとも笠松町、岐南町ともに減少率が鈍化しているのは事実であります。市区町村別の将来推計人口結果1にある2050年の総人口が2020年の半数未満にはならない推計となっております。

2番にあります2050年には65歳以上の人口が総人口の半数以上を占める市区町村が30%を超える一方で、2050年の65歳以上人口が2020年を下回る市町村が70%に達するでは、笠松町は36.3%、岐南町が31.3%となっております。ともに総人口の半数を超えるにはなっていませんし、逆に65歳以上の割合は増加している方向であります。

3番、2050年のゼロから14歳総人口は99%の市区町村で2020年を下回るについては、笠松町、岐南町ともに例外なく減少しますが、20%程度の減少にとどまっております。

ただ、以前の調査から、岐南町と笠松町との大きな違いは、2015年から2020年の人口増が岐南町が大幅に伸びたことにより、将来推計に差が大きく変化してきています。これは、学校給食の無料化や義務教育費の無料化などの政策的なことによるものと考えられます。

いずれにせよ、笠松町も岐南町も岐阜県内の町村の中でも、人口推計的には幾らかでも希望のある位置にあると言えなくもないと思います。

このことについて、笠松町の今後について、どのように考えて政策を組み立てて行おうと考えておられますか、お聞かせください。

次に、子育て環境整備についてであります。

まずは、放課後児童クラブの運営であります。

平成17年4月1日に未就学児童のチャイルドルームの延長保育へ移行に伴って、1年から3年生対象に放課後児童クラブを開設したことがスタートになります。その後、平成18年度から各小学校内での放課後児童クラブが始まり、既に18年目になろうとしております。さらに、来年度からは対象学年を1学年引き上げ、4年生までを対象とすると予算説明会でお聞きしております。

現在の放課後児童クラブの各学年、各期間、平日、長期休暇、休業中などでの利用者はどのようになっていますか。また、1学年引き上げることによって、どのような推計をされておりますか。指導員の確保等はできておるかお答えください。

また、各小学校の放課後児童クラブでは、それぞれに特徴があると思われます。特に児童数の多い松枝小学校では、職員の配置についてどのように考えていかれるか、お聞かせください。

今年度から笠松中学校で通級教室が開始されましたが、その状況はどのようになっていますか。人数や指導の状況についてお答えください。

中学校で通級教室が始まったことで、小学校での通級教室でも変化が生じてきていると思われます。どのような変化があり、指導状況に問題はありますか、お聞かせください。

また、来年度は笠松中学校に新たな特別支援教室が設置されるとお聞きしております。これはどのような状況で、どの設置になったのか、お聞かせください。

次に、ふらっと笠松であります。

名鉄名古屋本線にある笠松駅舎内に設置されたふらっと笠松であります。笠松駅の1日の乗降客数は7,962人、これは2022年の記録であります。であり、県内の鉄道乗降客数ランキングでも第9位にランクインしております。ベストテンに入っているほどの駅であります。コロナウイルス感染症パンデミック前の2019年では、1日8,726人という記録もあります。

平成20年（2008年）に設置されました設置時の目的、運営主体、方法はどのようになっていますか。また、16年を迎えようとする現時点において、設置時点と目的、運営等に変化はあるのでしょうか、お答えください。また、今後はどのように活用されていこうとお考えですか、お答えください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（尾関俊治君） 5番 川島功士議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 川島議員さんからの質問、まず将来人口推計についての考え方についてお答えを述べさせていただきたいと思えます。

国立社会保障・人口問題研究所が公表した令和5年度将来人口推計は、令和2年国勢調査を基に令和32年までの今後30年間について新たに推計されたものであります。

笠松町のデータを分析しますと、今後30年間で総人口は2万2,208人から1万8,063人、マイナス4,145人でマイナス18.7%の減少が見込まれています。

年齢3区分別人口で見ましても、15歳未満でマイナス844人のマイナス30.8%、生産年齢人口で3,599人のマイナス27.3%、65歳以上では逆に298人プラスのプラス4.8%となることが予測されています。15歳未満と生産年齢人口の減少率は、県平均それぞれマイナス40.9%、マイナス35.7%を大きく下回っているものの、当町も日本国内多くの市町村と同様に人口減少及び

少子高齢化が避けられない状況であることが改めて判明いたしました。

また、令和3年に策定の笠松町第6次総合計画に掲げる将来人口では、町の魅力を高める様々な施策を展開することで人口減少を緩やかにしていくとして、目標年次であります令和12年度に社人研推計により833人上積みした2万2,000としておりましたが、今回の再推計で、目標達成はさらに100人の上積みが必要になる結果となりました。

このような中、日本全体が人口減少社会を迎え、それぞれの自治体が単体で人口を増やす政策ばかりに力を入れても、全体で見れば限られたパイの奪い合いでしかありません。多額の移住支援金や子育てサービスの無料化などは、将来的な財政負担が増していき、自治体経営に疲弊を招くものであります。

笠松町は、このようなばらまき合戦には加わず、高いポテンシャルを持つ町特有の地域資源や強みを生かし、笠松ブランドへと昇華させることにより、もっと元気に住みやすい地域になっていくものと考えております。

私は、地域の付加価値を高め、町民の誇り、子供たちの郷土愛を醸成することにより、子供からお年寄りまで全ての世代が、笠松町に生まれてよかった、住んでよかったと実感できる施策を展開してまいりたいと考えております。

令和6年度の予算編成においても、この理念を念頭に教育や福祉の充実、インフラ整備の促進、にぎわい創出を3本柱として重点的に取り組むものとし、これらは長期的に定住促進や経済発展につながっていくものと考えております。

続きまして、放課後児童クラブの運用についてであります。

令和5年4月から令和6年1月までの期間において、各放課後児童クラブの月曜日から金曜日までの平日、土曜日、夏休みなどの長期休業の3区分にて平均利用者数を申し上げます。

笠松放課後児童クラブの平日は28人、土曜日4人、長期休業32人です。

松枝放課後児童クラブの平日は56人、土曜日9人、長期休業60人であります。

下羽栗放課後児童クラブの平日は32人、土曜日8人、長期休業30人です。

次に、1学年引き上げることよっての指導員確保は可能なのかについてでございますが、昨年8月末に現在利用している保護者に、児童が小学校4年生になっても放課後児童クラブを利用したいかのアンケートを取りましたところ、利用する74%、利用しない13%、分からない13%でした。新4年生については、現在の3年生の登録者数に利用する、または分からないと回答された87%を乗じた人数、新2・3年生は現登録者数、新1年生は例年の人数の想定で登録人数を算出し、先ほど述べた平日の平均利用者数に当てはめると、1年生から4年生までの平均は、笠松児童クラブ48人、松枝児童クラブ80人、下羽栗児童クラブ48人となります。ただし、平均ですので、利用者が多い日もあれば少ない日もあります。

厚生労働省のガイドラインに、放課後児童支援員の数は、1クラスごとに2人以上とする。

ただし、支援員の1人を除き、支援員の補助する者をもってこれに代えることができるとして  
います。

放課後児童支援員とは、保育士、社会福祉士、教員などの資格を有する者で、かつ県の研修  
を修了した者をいい、会計年度任用職員の指導員の9割は厚生労働省の示す放課後児童支援員  
に該当します。

また、1クラスの児童数は、おおむね40人以下と示されております。現在の各クラブのクラ  
スは、笠松児童クラブ1クラスまたは2クラス、松枝児童クラブ4クラス、下羽栗児童クラブ  
2クラスであり、新4年生が加わってもクラス数は今のままで対応できると見込んでおり、現  
状の指導員体制で可能であると考えております。

松枝の放課後児童クラブの利用者数につきましては、先ほど述べた4年生までを含め、平日  
の平均推計で80人とすると、現在最大4クラスありますので、現状の1クラス指導員2人体制  
でも十分対応できると考えております。また、利用する児童が少ない日や午後7時に近づくに  
つれ児童が少なくなるため、クラスを減らし、指導員が1クラス3人体制になる日や時間帯も  
あることから、現在の指導員の中で対応することは可能だと考えております。

例えば、松枝児童クラブに限らず、ほかの児童クラブにおいても、特に配慮を要する児童が  
利用する日は、そのクラスに1人指導員を加配していますので、松枝児童クラブにおいても特  
に配慮を要する児童がいる場合は、その状況に応じて臨機に対応していきたいと考えています。

次に、ふらっと笠松の今後の展開についてでございます。

ふらっと笠松は、町の玄関口として多くの方に利用される名鉄笠松駅構内に、地域住民の電  
車・バスの乗り継ぎ待合、また来訪者に対して町の情報や快適な休息の場を提供し、住民と来  
訪者が交流の促進をするとともに、町と商工会が連携し、地場産品などの販売を通じた産業及  
び地域の活性化を図るものとして設置されています。

施設の主な機能としては、菓子工業組合の銘菓や白川町の特産品、マスコットキャラクター  
のかさまるくんや笠松競馬関連グッズなどに加え、巡回町民バスの回数券の販売や駐輪場の月  
ぎめ使用料支払いなども行っており、それらの利用者の利便性向上にも一役買っています。

また、コロナ禍では、笠松中学校の特別支援学級生徒たちが作業学習で取り組んだ手作りの  
かさまるマスクやコースターなどの販売を開始し、丁寧に仕上げられている生徒たちの作品を  
地域に紹介することができました。

もう一つの大きな機能として、名鉄を利用して笠松へ訪れた方に観光案内などを行う情報発  
信拠点が上げられます。施設内には、各種の観光案内やバスマップ、NPO団体のパンフレッ  
トなどを取りそろえており、ふらっと職員が丁寧に施設情報や当地までの行き方などを説明し  
ております。

また、競馬に関する商品も多数販売しているため、競馬場でのイベント開催時にはふらっと

も多くのファンで大変なにぎわいを見せておりますが、それら競馬ファンの方々に対しても町の魅力を広くPRしているところであります。

設置目的は、当初から現在に至るまで大きな変化はありませんが、運営につきましては、当初は役場より職員が常駐して運営管理を担っていましたが、平成20年10月より商工会職員が常駐して運営に加わり、その後は町と商工会の臨時職員、令和2年度よりは全て商工会の臨時職員で運営しています。施設賃料や光熱水費、その他維持管理経費は設置当初より町が直接支出しております。

今後の活用についてでございますが、ふらっと笠松ではバスの待合、物販、観光などの案内として、開設当初の平成20年度で年間2万5,725人が利用され、677万円の売上げがありました。その後、販売品目が充実され、売上げが増額となり、コロナ前の令和元年度では利用者2万2,505人、売上げ1,066万円となり、昨年度は利用者1万8,265人、売上げ1,097万円の実績となり、コロナ影響による減少から戻りつつあります。

運営経費を鑑みますと、昨年度決算で維持管理経費に128万円、人件費に663万円の計791万円を支出している一方、収入としての物販販売手数料は14万円ほどとなっています。町の情報発信を担う施設ですので、営利を第一に目的はしておりませんが、経費のみを見ますと大きな赤字となっている現状もあり、今後の運営内容を検討する時期に来ているのではないかと考えています。

開設より15年余りが過ぎ、設置目的であった人が交流する場、情報発信する場としての役割はある程度果たしたものと認識し、今後はDXなどを活用した無人でのバス待合施設として運営する案、2つ目に以前、商工会の経営発達支援計画にて、多くの人が行き交う立地条件のよい場所であるふらっと笠松をテストマーケティングの場として活用していくものとしておりましたが、それらをさらに発展させ、町内事業者等のポップアップストアとしての展開、3つ目がNPO団体などの活動場所として活用し、一部の管理を団体に依頼するなど、費用対効果の見合った運営手法の検討をしております。

これら新たな運営の仕組みづくりについて、利用者や関係団体の意見を伺い、方向性が固まりましたら、議員の皆様にも相談してよりよい運営スタイルを決めてまいりたいと考えております。

以上で私の答弁を終わります。

○議長（尾関俊治君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 川島議員の御質問、笠松中学校、各小学校での通級指導教室での状況及び笠松中学校で新設される特別支援教室についてお答えをいたします。

初めに、笠松中学校では令和5年度から通級指導教室を開設いたしました。開設に当たり、羽島郡で長年通級指導教室の充実に尽力していただいておりますベテランの教員を配置し、特

別な教育課程を編成し、自立活動の指導、支援を行っております。

今年度は16名でスタートいたしましたが、途中で1名がさらに入級をし、現在は17名が指導を受けている状況でございます。対人関係での困り感や状況に応じた望ましい言動に対する指導、読み・書き・計算に関する指導、吃音や構音がある生徒への指導等、一人一人のニーズに応じた教材が準備され、指導が行われているところでございます。

令和6年度は15名の生徒が通級指導を希望しており、週当たり24時間の指導を行えるよう、岐阜県教育委員会に対し継続申請をして、過日に設置継続の許可を得ているところでございます。

続いて小学校でございますが、笠松小学校ではLD、ADHD等の通級指導教室の入級希望者が14名おります。週当たり24時間の指導を予定しております。

言語の通級指導教室では、入級希望者は笠松小学校に9名、そして松枝小学校に7名の16名がおり、笠松小学校の教員が松枝小学校に週当たり2日間の巡回指導を行い、合計24時間の指導ができるよう改善を図っております。

松枝小学校では、LD、ADHDの通級指導教室の入級希望者が25名で、週当たり25時間の指導を行う予定です。

下羽栗小学校では、LD、ADHD等の通級指導教室の入級希望者が21名で、週当たり24時間の指導を行う予定であります。

過去3年間の通級指導教室の入級児童数の推移は、言語通級指導教室は15名と同数でございました。LD、ADHD等の通級指導教室は63名、51名、59名と若干の差異はありますけれども、1単位時間の指導は手厚く丁寧に行うよう努めております。

さらに、笠松中学校の通級指導教室が中核となり、町内の3つの小学校の通級指導を受けている児童への早期対応となり、円滑な支援が得られる環境を整えております。

最後に、笠松中学校に新設される特別支援学級についてでございます。

笠松中学校では、今年度知的障がい学級に9名、情緒障がい学級に7名の生徒が在籍しておりました。これを国が定める標準法に照らし合わせて、知的障がい学級を2学級、情緒障がい学級を1学級設置してまいりました。令和6年度は知的障がい学級に13名、情緒障がい学級に10名の生徒が在籍する予定でございます。標準法に照らし合わせて、情緒障がい学級の1学級の増級を岐阜県教育委員会に申請し、2月に許可が下りました。

増級に当たり、笠松町からは教室の整備として、タブレット端末、校務用パソコン、プロジェクターカート、教師用机と椅子、パーティション、教室用エアコンの整備などに補正を組んでいただきました。

さらに、笠松中学校と同様に、下羽栗小学校においても知的障がい学級が1学級の増級となり、開級に必要な教材機器を購入いただきました。設置申請の結果が出るのが非常に遅くて、

年度末になってしまっていて大変なんですけれども、その結果を得てすぐに迅速に御対応いただける笠松町の御配慮に本当に感謝をしております。

現在、特別支援学級及び通級指導教室の入級については、羽島郡の医師会、町の子育て支援部局、県立羽島特別支援学校、幼児教育関係者、学校の特別支援学級担当者が定期的に教育支援委員会を開催し、子供の状況や保護者の意向を酌み取り、合意形成を図りながら適切な就学がなされるよう進めております。

今後も羽島郡2町の子供たちが適切な環境で学ぶことができるよう、丁寧に対応してまいります。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） 丁寧な御答弁を町長、教育長ともにありがとうございました。

まず、教育長のほうを先にちょっと再質問させていただきませうけれども、本当に細やかな対応をしていただいているというふうに思います。特に笠松中学校にベテランの先生が来ていただいて、3小学校をまとめていただいているというのは、本当に一つのある意味笠松町にとっては理想的な形になっているなというふうには実感をしているところであります。

10年前に私が議長になったときに比べると、先生方一人一人のスキルというのも上がってきているというのが私も実感をしているところではあります。現実には、当時はとても先生一人一人がそういうことを実感しているというようなことが思えるような状況ではなかったというのはありますけれども、今は確実に進歩しているというふうには考えております。

考えておりますが、通級教室ができて、今年度は初めて高校進学というのがあったわけなんです。そのときに、中学校での進路指導に対して非常に不安感を覚える保護者の方がたくさんお見えになりました。ちょっと詳しいことはお話しできませんけれども、そういう方に対して進路指導のスキルを上げていただきたいというふうに思うんですが、教育長いかがでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 子供たちがどう生きていくかという進路指導に関わっては、これはもうどの子も一緒だというふうに思うし、その子にとってどういう教員が助言といいますか、方向性を示すことがいいのか、やはりその子の理解にも関わってくると思うし、いかにその子を理解した上で、そして将来像を見ながら、教師が決めるわけではないんですけれども、こんな路線もあるから、この路線というのはこういう生き方もあるし、こんな生き方もあるよという複数のそうしたビジョンといいますか、道筋みたいなものをやっぱり教師自身が持って、様々な助言というか、そうしたものができると、そんな先生は、この特別支援学級だけではなくて、全ての学級で私は期待しているところがございますので、よろしいですか。

〔5番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

もちろん教育長の立場からすると、全体を見ていただいて、隙間のないようにやっていただくというのは当然のことです。

ただ、私も自分の息子がそうでありましたので、私の妻が、子供が高校進学するときには本当に半狂乱のようになって取り組んでいたのを目の当たりにしておるわけです。

そういうことになると、やはり普通のと言ったらおかしいんですけども、特別支援を受けておられないお子さんにとっても、保護者の方にとっても本人にとってももう非常な圧迫感の中でやっておられるというようなことがあります。どうせ駄目だと言ってしまうと、もう本当に終わってしまいますので、そういうことのないようにぜひともお願いをしたいというふうに思っております。

本当にささいな一言が人生を破滅に向かってしまうという可能性もありますので、学校の先生に誰に出会ったかということによって、人生というのは大きく変わるというふうに今でも思っておりますので、ぜひともよろしくをお願いをしたいと思います。

以上で、この件については終わりにさせていただきます。

最初に戻りまして、将来推計のことでお話をさせていただきたいと思っております。

町長答弁に言われましたように、日本は平安時代からずっと人口増を続けていまして、最近以外の人口が減ったというと、大戦以外で減ったことはなく、明治維新以降は本当に急激なというか、世界の中でも類を見ないほどの急激な人口増を示しております。だから、今、一般的に大人と言われている人たちが生きている状況の中で、人口減を経験したものは基本的にないという、そういう社会の中を我々は、初めてを経験しながら生きていくということになっております。

だから、町長が言われましたように、子育て支援とか無料とかということではなくてという部分というのは非常に私も感銘を受けるというか、そのとおりだというふうに思っております。財政力を尽くして無料で人を集めてというと、結局周りから人が減っているだけで、自分のところに来ているだけ。だから、それは本来は国がやるべき全体の政策だろうというふうに、自治体が自分の体力を削ってやるべき政策の問題ではないというふうに僕も思っております。

ですが、ただ普通の生活というのは何も変わらず、毎日続いていくんですね。毎日毎日、起きて御飯を食べて仕事へ行って帰ってきてというのが毎日毎日、普通に続いていくことの中で、今日から人口が減っていったら予算が厳しいので、これをなくしてこういうふうになりますって、今日から急に180度変わりますという、そういう政策というのは僕は正しくない。何か気がつ

いたら、ああそういえばこの間までこれ払っておったけど、これはただやったけど、これはお金を払うようになったよねみたいな、何か気がついたらそうになっていたというのが一番自治体の経営としては正しい方法だろうなというふうに思いますが、そういうことについて町長、いかがですか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） おっしゃられるとおりでありまして、こういった問題というのは、お金があれば、財政が潤えば解決できる問題、今のサービスを維持、あるいはもっと向上させる目的があると思います。ややもしますと、こういったときに福祉教育に充実させよという声はいろいろなところで聞かれますし、それはもう間違いないと思うんですが、ただ裏づけとなる財源をどうするかという、そういった視点がややもすると我々市町村レベルではあまり論じられていないんじゃないかというところがあります。これは我々行政側もそうですし、議会の皆さんでもそうではないかと、私も拙い経験から申し上げますと。

なので、2つ方法というか、合わせてやっていかなきゃいけないと思います。

1つは経費の削減でありますね。先ほども少しお話ししましたが、DXでできるだけ業務を効率化して職員数を増やさずに、できることなら少しずつ少数精鋭でやっていくと。あとは税収をやはり増やしていくことも考えていかなきゃいけないと思います。それには、最初に伏屋議員の答弁にもありましたけど、円城寺厩舎の移転とか、みなと公園の活性化、また将来的には三角駐車場の活用も含めて、笠松町の地域資源、強みを生かして、たくさんの人が集まって、できることならこの人口減少の中で、パイの奪い合いと言いましたが、あまりきれいごとと言ってられないのが実情だと思います。なので、定住人口を少しでも増やす、そういった取組によって税収、そして財政を安定させることによって、教育とか福祉とか、あるいはインフラ整備につなげていく。そういう長期的に、そして政策それぞれがつながりを持って包括的に考えていく時期に来ているのではないかと考えていますので、そういった意味では、またいろいろと皆さんと議論を深めながら考えていきたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

基本的には同じような考え方だというふうに理解はしております。

役場自身が経費を削減していくやり方を考えていくというのはとても大事なことだと思います。DXというのは非常に有効な手段でもありますが、そのためには非常な別のところでお金がかかるという、本来であれば必要でなかったようなところに金がかかってくるという部分ですね。例えばメンテナンスだったり、保守であったり、機器の入替えであったりという、小・中学生のタブレットも最たるものではありますけれども、学習環境がよくなって非常に勉強す

るにはいいことになったんですけれども、それを支えていく更新というのは並大抵ではできないというような事実があるのも事実です。

それから、職員の持っていらっしゃる、今後職員にもタブレットを渡してペーパーレスの会議をとという話もありましたけれども、そういうことというのも前提になると、非常にお金をかからなくしようとしながらも、別のところで非常に払ってしまっているというところであったり、例えば随意契約でやっている情報センターには、必ずお金を随意契約で払わなければいけないということであったりということというのは、非常について回っているというのはよく分かります。

よく分かりますが、先ほど申しましたように、やっぱり今日からこれがなくなってこうだよと突然やるというのはやっぱりよくないというふうに僕は思っています。だから、今後はこういうふうになるから、こういうふうになるからと徐々に徐々にやっていくべきだろうなというふうには思いますので、今後しっかりと考えていただきたいというふうに思っております。

人口推計については、そういったことだと思います。

基本的に、町長の考え方には反対ではあります。すばらしい町長が一人おれば全て解決することではない。やっぱりいろいろな笠松の中にも、例えば子育て支援で一生懸命働いている団体であったり、子供のことであったり、町のことであったり、町内会もそうですし、子ども会もそうですし、PTAもそうです。それぞれの団体に一生懸命働いている方がおるからこそ、町全体が何とか保っておられるという前提で物事を考えていくべきだろうというふうに思っております。

それから、放課後児童クラブの件ですけれども、私、この放課後児童クラブというのが、国が決めてそれぞれ学童保育と言っていた頃から、放課後児童クラブになった頃というのが、ちょうど小学校のPTAの本部役員をやらせていただいていたしまして、そのこと自体がもう、放課後児童クラブができるということに対して、物すごい親のほうから厳しいクレームやら御意見やらをいただいて、学校側もあまり賛成は当時はしていなくて、福祉と学校とのつながりというのが、そこまでその当時は今ほどなかったように思います。福祉を何で学校に入れるんやというような形で、学校の中には一切そういうところをつくらせないというような、そんな話が校長会で出るほどだったというふうに私は記憶しております。

当時、3つの小学校の校長先生を回って、何度も何度も何時間にわたってお話をさせていただいた記憶が昨日のこのように思い出されます。

そういうことで、放課後児童クラブというのは現在のようになってきたというのはいいかと思うんです。先ほど児童数のことを見ると、児童数の割合に準じた利用者数に大体なっているのかなというふうなことを思います。

松枝小学校のクラブで働いていらっしゃる方のお話を聞くと、その方というのは松枝小学校

だけで働いたわけじゃなしに、例えばほかの市町の児童クラブであったり、例えば松枝で松枝の人が笠松であったり、下羽栗であったりということもやられているか、していらっしゃる方が結構お見えになって、松枝小学校のクラブは非常に元気があると。むちゃくちゃ元気があって、いや、勉強しますよと言ってやっているにもかかわらず、全く落ち着きがないという話を指導員の方からお聞きしました。

これは松枝小学校と笠松小学校と下羽栗小学校と3つあるということは、それぞれにそういうふう違うというのはある程度は分かるけれども、そこまで違うと言われることは、何か指導の方法とか指導員とか、例えば大学生の方も関係のある大学から教員を目指すような方が送っていただいておりますけれども、その大学生に対する指導とかということについて何も問題がないのでしょうか。そのことについてお答えください。

○議長（尾関俊治君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時36分

再開 午後2時42分

○議長（尾関俊治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

5番 川島功士議員の質問に対する答弁を求めます。

平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 松枝小学校のまずお話なんですけれども、そもそも松枝小学校はほかの学校と比べて児童数規模が多いので、推定の域は超えないんですけれども、多様な個性が多い方がそもそも多いのではなかろうかと思えます。

ちょっと実際の障がいの数だとか、そういう辺りですと分かりませんので、今のところちょっとこれ以上のお答えはできません。

研修につきましては、先ほど町長の最初の答弁で申し上げたとおり、県の支援員用の研修を終えられた方がほとんど見えますし、大学生というのは補助で加配で入っていますので、メインの方は研修を受けてみえますので、特に町としての研修というものは行っておりません。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

何と申しますか、大学生の件はそういうことだと思います。問題は、大学生を指導すべき必要があるだろうということでもあります。

それと、確かに3小学校の中では、笠松小学校が学校の中を回って歩くと一番静かです。一番おとなしく勉強しているように思えます。松枝小学校というのは、確かに人数も多いですし、

非常に元気な学校です。下羽栗も元気ですけども、その中では本当に笠松小学校が一番静かだというふうに思います。

そういうことは、地域的にはそういうのを感じることはありますけれども、先ほど言ったのは、結局、各3つのところでそれぞれ同じようにやるべきだろうと。こういう地域の差があるからそれで仕方がないよというのでは、指導する側として問題があるような気がします。もちろん、そういう特性を生かした指導の仕方というものはあるかもしれませんが、そうではなくて、逆に言うと、例えば近隣の市でいうと会計年度任用職員については、何年間に一度配置転換で各小学校を順番に回るようにしているというようなどころもあるんですね。そうすることによって、指導が均等化していく、均一化していく、同じようなサービスが受けられるようになっていくということになるのではないのでしょうか。

そういうことについて御検討というのは、今後していただけるのでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 配置転換の件なんですけれども、現状、多少の余裕はあるとはいえ、指導員さんが働きたい日数、それから働きたい時間帯というものを組み合わせて今の状態ができておりますので、なかなかこれをこっちとこっちと入れ替えてというのがうまくいくのかどうかは分かりませんが、議員さんの言われるお話も効果的かなという気はしますので、またそこにつきましては検討はしてみたいと思います。

〔5番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

取りあえずは土俵に乗せていただいて検討をしていってください。働いている方々が働きやすい環境をつくっていくということも大事だというふうに思っております。

その働きやすい方の環境ということかというと、例えば夏休みなんかは松枝の場合は、2つのプレハブのほかに松枝コミュニティーセンターの2階も使っておるわけですね。あれは現実的に小学校の敷地内を通るだけで移動できるので、非常に安全で得策ではあると思うんです。でも、物理的にあれだけの距離が離れているので、隣に居室があるわけではないです。なので、例えば冷蔵庫にある冷たい飲物をクーラーボックスに入れて、それから冷蔵庫でつくった氷を何本か入れて、毎回運ぶんですね。5人や10人程度ならいいんですけど、もう少し多いと結構重いんですね。

しかも、こっちのプレハブの校舎と離れたところなので、しょっちゅう連絡をしなければいけない。それで連絡をするのに、連絡用の手段がない。あそこに電話があるわけでもありませんし、コミュニティーセンターに電話が引いてあるわけでもありませんし、携帯も、携帯は置いてありますけど、こっちのプレハブのほうに置いてあります。そうすると、個人のツールを

使わなくてははいけない。例えば、コミュニティーセンターの中にW i - F iがあれば無料通話アプリも使えるかもしれませんが、W i - F iはあそこないですよ。ということになると、それはそういうものを運ばなきゃいけない。それから、そういう個人のものを使わなきゃいけないということになると、働き方というところで問題が出てくるんじゃないですかと思うんですが、その辺のところはいかがですか。

○議長（尾関俊治君） 村井副町長。

○副町長（村井隆文君） いろいろ御指摘ありがとうございます。

放課後児童クラブの運営につきましては、先ほど申しました平日の利用時と、今の御指摘を頂戴しております長期休暇時は大幅な児童数が増えるというようなことで、基本的には今おっしゃっていただいたように、コミュニティーセンターを利用したりとか、近隣の施設を利用しながら進めさせていただいておりますけれども、そのような中で、若干やっぱり課題等も、今御指摘くださいましたようにございますので、施設的なことをいろいろ考慮いたしまして、児童・生徒の面から、あるいは指導者の側面から様々な課題等がございますので、一つずつ解消しながら前へ進んでまいりたいと思いますので、引き続きお気づきの点がございましたら、またぜひ御助言等を賜りたいと思います。

〔5 番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5 番 川島功士議員。

○5 番（川島功士君） ありがとうございます。

結局は、指導者が働きやすい環境をつくるということの子供たちのためであるということですので、働くということだけではなく、子供の健やかなる育みに寄与するという形で考えていただければいいかなというふうに思っております。

あと、ふらっと笠松ですよ。ふらっと笠松、僕らは最初から、ずっとできる頃から話は知っている議員なんですけれども、最初の頃はそれこそ、できたら住民票の発行まででしょうかという話も出ておったというふうに思うんです。ましてや来年度にかけてコンビニ交付を進めていこうという中で、そういう目的も失われてしまっているというのが現状だというふうには思います。

町長さんが言われたように、新しいことをずうっとやっていく、考えていくというのはすごく大事なことだと思います。今までのことを今までのままずっとやっていけばいいというのは、最初の人口のところでも言いましたように、その時代に合わせて考えていくというのは大事なことだと思います。

伝統は革新の連続だという言葉があるように、同じものでも中身は変わっていかないと、その時代に即していかないとというふうには思っておるので、それは考えなきゃいけないと思います。

だけど、例えば今ふらっと笠松へ行って、何か置いてある棚を見てみてくださいよ。お菓子なんかすかすかですよ、本当に。おやめになられたところが何軒かあって、本当に前に比べると本当に寂しい状態ですわ、笠松の銘菓。一生懸命町長売り込んでおられる隕石最中も全然置いたことはないですよ、あそこに。見たことはないです。なので、いろいろ聞いてくると、なかなか最初に決めたもの以外置けない状況で、一応申請書はあるんですけども、申請書を出して認可されないと置くこともできないということなんですよ。

そうすると、例えば先ほどもお話がありましたように、当初に比べると菓子組合さんにお聞きしたところ、売上げは5分の1になっていると、最初のころに比べると。例えば何か新しいものを置きたいと思っても、なかなかそういうことになっていない。

例えば、お菓子屋さんにしてみれば、自分たちの企業努力として何か売れるものを置きたい。さっき言ったように、あれだけ8,000人近い1日の乗降客がある中で、非常に可能性のある場所であるんですよ、笠松町の中で考えても。ということであれば、例えば季節に合わせたものを置いてみたいとか、今はやっているものを置いてみたい、新しいを置いてみたい。もちろんあそこで買って売るわけじゃないので、いろいろな問題点はあるかもしれませんが、そういうことを今どうするかということを改革していくということは必要だと思うんですが、そのことについてどのようにお考えですか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 常に私は365日、24時間改革については考えておりますし、そのことのお菓子の今お話を出されましたが、これは私どものほうで一方的にこうせい、ああせいということではできないというか、やはり菓子組合さんとしっかりと協議して、実際のところ、もしかしたら今菓子組合さんのほうでそちらが負担になっている、あるいはもうけが少ないというお話でしたら、そこはやめるのか、また新たな方法を考えるか、それはそちらのほうとしっかりと話し合っていてやっていくということで、ただ、その時期がいつになるかというのは相手があることですので、短兵急にそれを明日からやめるというわけには、これはなかなか難しい問題がありますので、そこは今回御提言いただいたので、また今後のふらっと笠松の全体的な活用方法を含めて、関係者の皆さんと相談は早めにしていきたいとは思っています。

〔5番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

ふらっと笠松で菓子組合の方は置いてもらえるのはありがたいことだというふうにおっしゃってました。おっしゃっていましたが、置くことについて自由がないので、決まりはなかったのかもしれませんが、そういうふうなことがあるような運営がされてきたということは事実であります。自分で好きなような提案ができないような状況が続いてきたということで

あります。

最初に言われましたように、最初は町の職員がいて、それから退職者の方がおられるようになって、会計年度任用職員になったときに、全部商工会採用の職員に替わりましたよね。ということ、結局、あそこ自体の運営責任というのが商工会にあるのか、笠松町にあるのか、どちらなんですか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） うちが借りているわけでありますから、笠松町にあります。

〔5番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） そこが、例えばふらっとで働いていらっしゃる職員の方にとっても、それから商工会の方にとっても非常不明瞭なところなんです。逆に言うと、向こうへ従業員というか、あそこで働く方を全部任せているのなら、その方の都合がつかなくてお休みになられる場合で、どうしても人が必要な場合は、商工会の人が、商工会が代わりの人を出すべきじゃないんですか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 商工会、今御承知かどうか分かりませんが、非常に今人数的に大変な状況ですので、こういったときはうちの職員が臨時で入ったりしているというふうに聞いていますので、別に商工会にそういうだけでなく、うちもしっかりとその辺の人的なサポートはしていると認識しています。

〔5番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

私、ほぼ毎日行くんですが、前は町の職員の方がちゃんと入っておられました。その後、商工会になった後は、いろいろ話を聞くと、商工会の人は行きたがらないから、私ら休めへんという話をよく聞きました。

そういう話が出るということ自体、僕は本当におかしいことだろうというふうに考えていますので、今すぐこうせい、ああせいということではなくて、働きやすい環境。

それからあその今、いろいろなバスの回数券の話、バスの販売であったり、待合所であったり、情報発信であったりという話もいろいろお聞きしても、そのとおりで何も言うことないんですけども、もう一つ大事なことは、あそこへ来て、町のあそこが悪かった、ここが悪かった、こうしてほしい話を聞く物すごいいい場所になっているんですよ。町の情報を、住民の皆さんがどう思っているか、この政策についてどう思っているか、この道路が壊れているよであったり、ここが草生えているよということが非常にあそこは意見が集まりやすいんです。な

ので、そういう部分というのはすごく大事にしてほしいと思うんですが、考え方はいかがですか。

○議長（尾関俊治君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今議員のお話を聞くと、そこに町職員を置いてというふうにとくと、じゃあ誰がお話を聞く、これは我々が聞けないんですが、じゃあ、誰がそういった苦情とか要望を受けるかという、一般の人が受けてもなかなか伝わりませんし、もし議会のほうで許されるんだったら、議員の皆さんを当番の置いていただくというのも一つの方法かもしれませんが、正直言ってうちのほうも商工会も人員が非常に限られた中で、また今いろいろ業務を多様性の中でありまして。今議員のおっしゃられたこと、いろいろごもっとも部分はあるので、直すんだったら、改善するんでしたら、小手先のことじゃなくて全般的に見直していく時期にあることは、これは議員と共有していると思いますので、それを今回、せっかくいい提言をいただきましたので、しっかりとそういう抜本的な改革、できることなら、今人件費が大変高騰しているということも最初お話しさせていただきました。町財政も決して余裕があるわけではございませんので、そこら辺りは商工会を含め、また働いている方々も含め、一番利用者の方が納得と満足していただけるよう、これからいろいろ考えながら、来年度中にはそういった方向性も示せたらいいなというふうには今の時点では考えています。

〔5番議員挙手〕

○議長（尾関俊治君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） 思わず長くなってしまって申し訳ない。よろしく願いいたします。

別に何かいちゃもんをつけているわけではないので、ただそうなる今、例えば職員の方が、町が運営しているということで、職員の方が今分掌でいえば企画ですかね、企画の人と意思疎通がしやすい環境にしていくというのも、重大な解決策の一つだというふうに思っています。

3人の方それぞれが企画にいつでも話ができるような状況というのは大きいと思います。そういうことを含めて、すぐできることと抜本的な改革というのを同時に進行させていっていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

これで私の質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾関俊治君） お諮りいたします。一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後2時59分